

平成24年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成24年 3月 2日（金）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成24年 3月 2日

26日間

至 平成24年 3月27日

第 3 諸般の報告

第 4 町長施政方針説明

第 5 請願の委員会付託

第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 7 議案第 4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第 9号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第13号 町道の路線認定について

第17 議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算

- 第18 議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第19 議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第20 議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第21 議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第22 議案第19号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第20号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第24 議案第21号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第25 議案第22号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第26 議案第23号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第27 議案第24号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第28 議案第25号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第29 議案第26号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第30 議案第27号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第31 議案第28号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第32 議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1番 小田 耕治 君
- 2番 篠塚 信太郎 君
- 3番 村山 良夫 君
- 4番 梅原 好範 君
- 5番 横山 勲 君
- 6番 山田 均 君
- 7番 東 まさ子 君
- 8番 岩田 恵一 君
- 9番 松村 篤郎 君
- 10番 坂本 美智代 君
- 11番 西山 和樹 君

- 1 2 番 原 田 寿賀美 君
- 1 3 番 北 尾 潤 君
- 1 4 番 森 田 幸 子 君
- 1 5 番 山 内 武 夫 君
- 1 6 番 野 口 久 之 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- 町 長 寺 尾 豊 爾 君
- 副 町 長 畠 中 源 一 君
- 教 育 長 朝 子 照 夫 君
- 会 計 管 理 者 岡 本 佐登美 君
- 参 事 岩 崎 弘 一 君
- 参 事 野 間 広 和 君
- 瑞穂支所長 山 森 英 二 君
- 和知支所長 藤 田 真 君
- 総務課長 伴 田 邦 雄 君
- 監理課長 山 田 洋 之 君
- 企画政策課長 中 尾 達 也 君
- 税務課長 一 谷 寛 君
- 住民課長 下伊豆 かおり 君
- 保健福祉課長 堂 本 光 浩 君
- 子育て支援課長 山 田 由美子 君
- 医療政策課長 藤 田 正 則 君
- 産業振興課長 久 木 寿 一 君
- 土木建築課長 十 倉 隆 英 君
- 水道課長 木 南 哲 也 君
- 教育次長 谷 俊 明 君
- 代表監査委員 船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	上 西 貴 幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番議員・横山 勲君、6番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（野口久之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間といたしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月27日までの26日間と決しました。

会期中の予定については、事前に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、諮問第1号ほか26件です。後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、町長ほか関係者の出席を求めました。

2月29日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

2月20日に、総務文教常任委員会、また2月21日には産業建設常任委員会が開催され、所管の調査研究、また現地踏査が実施されました。

議会広報特別委員会には 議会だより 第29号を発行いただきました。

本定例会までに受理した要請書をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたのでお手元に配付しております。

京丹波町ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、本定例会のビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので報告いたします。

本日、本会議終了後、議員控室において、議会広報特別委員会が開催されます。委員の皆さんには大変ご苦勞さんですがよろしく願いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、町長施政方針説明》

○議長（野口久之君） 日程第4、町長の施政方針の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。本日ここに、平成24年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまことにありがとうございます。各位には、日ごろから円滑な町政推進にご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

今期定例会は、私の任期3年目を迎えた通年予算を提案させていただくこととなりました。平成24年度は、私の町政推進の基本方針である「安心・活力・愛のあるまちづくり」をより具体化する年度として、これまで取り組んでまいりました各種施策を一層充実させるとともに、京丹波町の将来の発展に向けた事業、すなわち、「未来への投資」を行うための積極的な予算編成を行ったところであります。

さて、東日本大震災から1年を迎えようとしております。今もなお仮設住宅で不自由な暮らしを余儀なくされておられる方々の心中を思うとき、一日も早く、被災地に復興の槌音が力強く響くことを願ってやまないものであります。

また、この大震災により、我が国経済は深刻な打撃を受け、さらに昨年夏以降の急速な円高の進行や欧州の債務危機による世界経済の減速が景気の持ち直しを緩やかなものとしております。平成24年度の経済見通しでは、本格的な復興施策の集中的な推進により、着実な需要の発現と雇用の創出が見込まれ、国内需要が成長を主導するとされておりますが、昨年の貿易収支が第2次石油危機後、以来31年ぶりの赤字となったことや、海外経済のさらなる下振れ、また、一層の円高の進行やそれに伴う産業の空洞化の加速が懸念されるところであります。

こうした中、新年度の国の一般会計予算案は、「日本再生に向けて～危機をチャンスに～」をテーマに、「東日本大震災からの復興」、「経済分野のフロンティアの開拓」、「分厚い中間層の復活」、「農林漁業の再生」、「エネルギー・環境政策の再設計」の五つの重点分野を中心に日本再生に全力で取り組み、あわせて、地域主権改革を確実に推進するとともに、既存予算の不断の見直しを行うこととされ、前年度予算に対し2.2%減の90兆3,339億円が編成されたところであります。

また、平成24年度の地方財政対策におきましては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復することが見込まれる一方で、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより、13兆6,846億円の財源不足が生じると見込まれております。この不足分は、赤字地方債と言われる臨時財政対策債を6兆1,333億円借り入れて補てんするなど、地方においても借金に依存せざるを得ない厳しい状況が続いております。

こうした国、地方の情勢を背景としつつ、私が掲げました「安心・活力・愛のあるまちづくり」を具体的にどう進め、どのように次の世代へ引き継いでいくのか。実行3年目に当たる平成24年度の町政運営の基本施政につきまして申し述べたいと思います。

まずは、「安心」のあるまちづくりであります。

私は、町民の皆さんが安心して暮らしていただけるまちづくりの第一歩は、やはり地域医療の確保にあると思っております。

平成23年度から医療等審議会答申に基づき、京丹波町病院に和知診療所及び和知歯科診療所を一本化し、経営の効率化を初め、病院と診療所の連携を強化し、安心して暮らせる医療体制の確立を図るとともに、医師派遣を受け入れるための条件整備を進めてまいりました。本年度におきましても私たちのまちの私たちの病院として、さらに、京都府や府立医大及び関係医療機関との一層の連携により地域医療の充実に努めてまいります。

特に、和知歯科診療所では、本年4月から毎週土曜日の診療を開始し、医療サービスの向上を図ってまいります。

また、京丹波町病院に地域連携室を設置しまして、病病連携、病診連携を初め、福祉施設などとの連携により在宅医療を推進してまいります。なお、経営の効率化に向けて京丹波町病院におきましても本年4月から院外処方を導入いたします。

次に、住民の安心・安全な、そして、健康で心豊かな生活を保障するため、生活習慣病予防を重視した特定健診を初め、女性特有のがんや働く世代の大腸がん検診などを推進するとともに、若年層や勤労者なども含めた幅広い受診ニーズに対応してまいります。

また、安心して医療が受けられるよう心身障害者や母子家庭等に対する医療費助成を初めとして、中学校卒業までの医療費負担を医療機関ごとに月額200円とする子育て医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診14回分をすべて公費負担とする制度を継続してまいります。

さらに、本年3月策定の第5期介護保険事業計画に基づき、介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、在宅の高齢者が住みなれた地域で365日安心して暮らせる町を目指し、医療・介護・福祉の一体的な地域包括ケアシステムの構築を推進いたします。

障害者支援では、相談支援事業の拡充を図ることにより、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めます。また、災害時要援護者の避難支援体制を確立するための取り組みを進めてまいります。

消費者安全の確保に関しましては、消費生活相談員による「消費者相談窓口」を継続し、悪質商法対策など消費生活に係る相談体制の充実に努めてまいります。

災害に強いまちづくりでは、消防団に配備しております消防ポンプ車、小型動力ポンプ付積載車の計画的な更新や、消防団員の安全対策のために法被を購入するほか、防火水槽の整備を推進し、地域防災体制の充実に努めてまいります。また、原子力防災対策を初め、さまざまな災害に係る予防対策、応急対策、復旧対策について定める「京丹波町地域防災計画」の改訂を行うこととしております。

また、京丹波町建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震診断士派遣事業及び耐震改修事業を引き続き推進します。

さらに、平成23年度から3年間の計画で実施しております住宅改修補助金交付事業により、耐久性の向上やバリアフリー化などの住宅改修の推進を図るとともに地域経済の活性化を図ってまいります。

次に、町営バスの運行につきましては、昨年、交通手段確保に関する懇話会から提出されました新たな公共交通のあり方についての意見を参考に、住民ニーズ調査を実施するとともに、定期券を除く運行料金を一定期間半額とする社会実験を実施することとしております。また、運行便数の見直しや運行路線の追加など、利用しやすい町営バスとなるよう対応してまいります。さらに、地元唯一の高校であります須知高校への通学につきましては、町営バスの利用促進策として引き続き通学助成を実施してまいります。

次に、「活力」のあるまちづくりであります。

地域の特徴を生かした産業振興や生活環境の向上に向けた社会資本整備により、活力みなぎる町を目指してまいります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策を初め、担い手の育成、特産物の振興、農村環境の保全・循環型農林業の推進を主要施策として取り組んでまいります。特に、本年度も有害鳥獣対策を最重要課題に位置づけ、対策を強化してまいります。

また、国の野生鳥獣被害総合対策事業を活用した金網フェンスなどの被害防止施設の設置を推進するとともに、銃器狩猟免許の取得支援制度による狩猟者の育成や町域を越えた広域捕獲の実施のほか、地域住民と連携したシカ大量捕獲装置の実証研究を行うなど捕獲の強化を図ってまいります。

農業振興面では、農業機械の導入や施設整備、技術指導等を通じた農業後継者や営農組織など地域の担い手育成に努めてまいります。

特産物振興対策としては、戸別所得補償制度のほか、特産物産地化等形成助成などの町単費事業の推進により、主要特産物である黒大豆、小豆、クリを初め、そば、京野菜、京かんざしなど本町特産物の生産振興を図り、ブランド力を高めてまいります。

また、農作物の生産に当たっては、畜産堆肥の活用による土づくりを推進し、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図ってまいります。

平成23年度から取り組みを始めました京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業につきましては、食をテーマとしたさまざまな取り組みの推進や、本町を「食のまち」として広く情報発信し、町内への集客による産業の活性化につなげてまいります。

特に、「食の祭典」につきましては、本年度は、丹波自然運動公園を主会場として内容をさらに充実して開催をいたしまして、京丹波町の豊かな食を広く情報発信することとしております。

また、中山間地域等直接支払制度や農地・水保全管理支払交付金事業など地域ぐるみの活動を引き続き促進するとともに、命の里事業など地域力の向上を目指した集落連携活動への支援に取り組んでまいります。

鳥インフルエンザ発生農場跡地の活用につきましては、地元の皆さんや大学との連携による検討を進めており、その結果を受けて事業化に移っていきたいと考えております。

林業振興面では、森林の持つ多面的機能を良好に維持し、合わせて林業経営の向上や林業団体の育成を図るため、森林を整備する地域活動への支援を行うとともに、効率的な森林施業のための路網整備として、坂原地区と西河内地区を結ぶ森林管理道塩谷長谷線の開設工事に着手いたします。また、木のぬくもり活用推進事業としまして、京丹波町の森林・林業の方向性などを定める「(仮称)森づくり基本計画」を策定し、林業経営の向上を初め、木質資源の循環活用に向けたシステムづくりに取り組んでまいります。

本年４月に開校する京都府立林業大学校につきましては、林業の担い手の確保と育成はもちろん、この大学校から全国に林業振興に情熱を持たれる有為な人材が輩出されることを大いに期待するところであります。町といたしましては、運営に全面的に協力するとともに、大学校と町関係団体などとの連携を推進し、大学校の発展と町の活性化を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、厳しい経済情勢の中、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町単費事業として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、町内消費の拡大を図るため、平成２４年度においても町商工会のプレミアム商品券発行事業に支援を行ってまいります。

また、畑川ダム建設等による水資源の確保、京都縦貫自動車道等の道路交通網の整備など企業立地の諸条件が整いつつある中、企業誘致の積極的な取り組みを進めるとともに、雇用創出のため、国の緊急雇用対策事業を活用した就業機会の提供を図ってまいります。

観光振興につきましては、昨年７月に設立された「京丹波町観光協会」との連携を図りながら、農林産物、スポーツ・レクリエーション施設、あるいは伝統行事などさまざまな観光資源を活用した京丹波町ならではの観光事業を推進し、多くの人が訪れるまちづくりを推進してまいります。

次に、道路等の整備であります。公共交通機関の乏しい本町におきまして、道路は、住民生活を初め、社会経済活動の動脈として欠かすことのできない社会基盤であることから、安心・安全で、かつ快適にその機能が果たせるよう均衡ある整備を進めてまいります。

国道関係につきましては、平成２０年に国道４７８号「丹波綾部道路」京丹波わちインターチェンジ以北が開通し、平成２４年度に供用開始が予定されている京都第二外環状道路が完成しますと名神高速道路から直接、京都縦貫自動車道への乗り入れが可能となります。

また、京丹波町内で進められています丹波綾部道路につきましては、平成２６年度の供用を目指して鋭意進められており、本町といたしましても完成供用に向けて引き続き関係機関と連携をし、取り組んでまいります。

未来への投資と位置づけております「丹波パーキングエリア（仮称）と一体的な地域振興拠点」の整備につきましては、京都縦貫自動車道の整備や同じく平成２６年度に供用予定の近畿自動車道敦賀線の完成によりまして、京阪神地域と日本海側地域を結ぶ周遊ネットワークが形成されることから、将来にわたり高速道路利用者を地域資源としてとらえた地域振興に寄与する施設として、その実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

なお、施設整備にあたっては、平成２３年度に策定いたしました基本計画において、「ハイウェイテラス・京たんば」を基本コンセプトに、交流拠点、情報発信拠点、おいしさの拠

点及び防災拠点としての機能を備えた施設整備を行うことといたしております。

また、国道9号及び27号においては、旧町間を結ぶ幹線道路でもあることから、狭小区間や歩道未設置区間の解消など、道路利用者の安全確保のため一層の要望活動を行い、早期の事業化を求めてまいります。

府道の関係につきましては、その多くが事業化継続路線となっており、一日も早い完成を目指して地元関係団体と連携し、さらなる推進を図ることとしております。

また、新規事業化要望路線につきましては、沿線住民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、要望活動を行ってまいります。

町道関係では、本町総合計画や地域からの要望をもとに、道路利用者の安全や利便性の向上につながるよう幹線道路を中心に拡幅や改良事業に取り組むとともに、橋梁につきましても長寿命化修繕計画に基づき、取り組んでまいります。

河川整備等につきましては、府管理河川である高屋川等の改修事業について、事業進捗が図られるよう引き続き要望してまいります。

また、町管理河川においては、平成18年度から進めております大倉谷川の河川付替えが完成したことから、その周辺整備についての検討を進めてまいります。

畑川ダム建設事業につきましては、昨年11月に定礎式が執り行われ、順調に工事が進められております。今後とも関係機関との連携を密にし、平成24年度の完成に向けて取り組んでまいります。

また、ダム関連事業としての町道の付替えや高屋川の改修工事につきましても、地域の皆さんや関係者と協議、調整を行い、引き続き整備を進めてまいります。

さらに、ダム湖畔の整備につきましては、ダム完成後の景観も考慮する中で、地元地域はもとより町の活性化に寄与できる施設として、関係者との十分な協議を行いながら、持続可能な施設整備を目指してまいります。

水道事業につきましては、安心・安全な水の供給を第一に、現有施設における管理業務を徹底するとともに、丹波・瑞穂地区及び和知地区の水道施設統合整備事業を引き続き促進してまいります。

また、畑川ダム本体工事の完成年度にあたり、管理部門の調整や関連する施設整備計画の推進など京都府と連携して進めてまいります。

下水道事業では、財源確保と受益と負担の公平性、さらに町の一体性を図ることを目的に平成26年10月の下水道料金統一に向けて、昨年10月から下水道料金を段階的に改定したところであります。今後とも循環型社会の構築など水環境施策を推進するため、施設管理

の徹底と施設整備事業の推進を図ってまいります。

次に、「愛」のあるまちづくりであります。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するため、次世代育成支援後期行動計画を具体的に進めてまいります。特に、平成23年度から開始しました児童の預かり等の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター事業」を推進するとともに、重点課題である就学前の子どもたちの保育と教育内容の充実を図るため、京丹波町に即した幼保一元化に向けた検討を進めてまいります。

また、継続して発達支援事業の充実に努めてまいります。

保育所運営につきましては、若い世代の就労を支援するため、平成24年度から受け入れ児童の年齢を10カ月からとし、乳幼児期の教育・保育の充実を図ってまいります。

学校教育では、平成23年度から実施された小学校に続き、実施される中学校新学習指導要領の全面実施に伴う授業時間の確保や指導体制の充実を図ってまいります。

また、学力の充実及び支援を要する児童・生徒のために、学習支援員の配置を継続するとともに、豊かな心を育てる教育の観点から、小中学校での演劇や音楽等の芸術鑑賞の取り組み、読書指導員による読み聞かせの活動を引き続き実施してまいります。

学校給食につきましては、平成25年度からすべての中学校での給食実施に向けて、新給食センターの建設や給食実施校の配膳室の設置など必要な施設整備を進めてまいります。

社会教育においては、国民文化祭の成果を踏まえた伝統文化の継承及び発展を図るとともに、文化活動を通じた町民の交流と親睦の推進に努め、生涯にわたる多様な学習活動を推進し、自主的な学習活動の活性化を促進してまいります。

生涯スポーツの推進については、健康への意識を高める取り組みを進め、継続したスポーツ活動への参加を促進してまいります。

町のシンボルにつきましては、昨年10月に制定した「つつじ・イチョウ・うぐいす」を広くPRし、定着させるため「シンボルデザイン」や「名所マップ」を作成するとともに、「シンボル作品」の募集などに取り組み、愛着と誇りが持てるまちづくりに役立ててまいります。

全町開局いたしましたケーブルテレビでは、今後とも町内の旬な話題や身近な出来事を取り上げるなど、地域に密着した住民参加型メディアとして、豊かで快適な情報化農村の実現を目指してまいります。

また、住民自治による活力ある地域づくりに向けて、地域の皆さんを励まし、元気づけることや、地域の課題を共有し、解決に向けて共に行動し、安心と信頼をもたらすきめ細かな

地域支援が求められております。今後とも地域支援担当を中心に地域に溶け込み、積極的な応援体制を構築してまいります。

さらに、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生きられることができる社会の実現に向けて、一人ひとりを大切にすること、思いやりの心を持つこと、相手の立場に立って考えることという観点を忘れることなく、住民要望、住民相談等に対しましては、きめ細かな対応を図るとともに、ぬくもりとほほ笑みのある町政を推進してまいります。

また、女性の人権を守る立場から、女性のための相談事業として、女性相談窓口の開設と各種相談業務の充実に取り組んでまいります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境問題に関する啓発やリサイクル情報の提供に努めるとともに、ゴミの減量化や再資源化など、資源循環型のまちづくりを進めるため、生ゴミ等堆肥化容器購入助成や資源ゴミ集団回収事業補助金制度により、具体的な取り組みを引き続き支援してまいります。

産業廃棄物については、事業者の責任において適切な処理が行われるよう、関係機関と緊密な連携を図り、不法投棄等に対する監視を強めるとともに、適正な動物飼養や空き地管理について、住民の皆さんや事業者の皆さんにもご協力をいただきながら、安全で快適な生活環境の保全維持に努めてまいります。

また、地球温暖化防止対策としましては、住宅用太陽光発電システムの設置に係る補助制度を継続し、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの普及を促進してまいります。

最後になりましたが、これら施策の実現には、健全財政の維持、確保が不可欠であります。先に述べましたとおり、平成24年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が緩やかに回復すると見込まれる一方、歴史的な円高の進行やそれに伴う産業空洞化の加速など懸念されております。

また、リーマンショックを受けて、平成20年度から平成22年度にかけまして実施された経済対策も今後においては期待できる状況ではなく、さらに、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けた社会保障と税の一体改革が閣議決定されたことを踏まえ、これまで以上の緊張感を持った健全財政への努力が必要だと考えております。

本町の課題であります地方債残高の縮小につきましては、平成21年度までに実施いたしました9億7,000万円の繰上償還を初め、交付税算入のある有利な地方債の活用や、新規発行債の抑制による公債費負担の適正化などにより、平成23年度末の実質公債費比率は16%以下となるなど、昨年度に引き続き着実に好転する見込みであります。

しかしながら、常々申し上げておりますように、比率の算定に大きなウエイトを占める普

通交付税は、合併特例による交付であり、平成27年度までの合併特例期間の終了を見据えた一層の財政健全化対策が必要と考えております。そのためにも、土地開発公社先行取得用地の債務につきましても、同じく債務負担行為の設定期限である平成27年度までに、すべての債務の解消を行うこととし、計画的な買い戻しに取り組んでまいります。

さらに、町民目線に立った信頼される行政を推進する上からも、税負担の公平性を保ちながら、これまで以上に自主財源の確保に努めていかなければならないと考えております。

このため、京都地方税機構を十分機能させ、納税者の利便性を図りながら徴収率の向上に努めるとともに、公共料金の未収金対策につきましても引き続き積極的な取り組みを進めてまいります。

合わせて、多様化した住民ニーズに応えられる質の高い行政運営のためには、職員の資質向上が重要であります。このため、職員自らが常に問題意識と目標達成に向けた意欲を持ちながら、住民満足度の向上を目指して日々切磋琢磨することはもちろん、職員研修や人事評価制度などを通じて、政策形成能力の向上を図るとともに、公平公正で親切丁寧な対応に心がけるなど、やさしさとぬくもりを感じていただける役場づくりを目指してまいります。

以上、さまざま申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、当然、私一人で成しえるものではございません。緊張感をもって誠実に意思決定機関である議会や町民の皆さんのご意見を伺う中で、職員と一丸となって全力を注いでまいり所存であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、平成24年度の施政方針といたします。

○議長（野口久之君） 以上で、町長の施政方針の説明を終わります。

《日程第5、請願の委員会付託》

○議長（野口久之君） 日程第5、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、福祉厚生常任委員会に付託しましたので報告いたします。

《日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～日程第32号 議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第32、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算までの議案に

つきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) ご異議なしと認めます。

これより、日程第6、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第32、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) それでは、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてであります。退任の意向をお伺いしております原澤淑子委員の後任の委員に、京丹波町蒲生にお住まいの吉田和夫氏を推薦することについてご意見をお伺いするものであります。

吉田氏は、丹波町役場に長らく勤務された後、現在は、財団法人京都府立丹波自然運動公園協力会にお勤めで、障害者スポーツ指導員としてもご活躍されております。広く社会の実情に精通され、人権について深いご理解と認識の下に、職務を適切に務めていただけるものと存じております。

次に、議案第4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、新規路線の追加及び停留所の名称を変更するものであります。

議案第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるもの。

議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、常勤の特別職及び教育長の給料、期末手当について引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職手当について引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第9号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」等の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公営企業法の改正に伴い、剰余金の処分方法等に関して必要な事項を定めるもの。

議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第5期介護保険事業計画のサービス量に応じた介護保険料の改定を行うもの。

議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公営住宅法の改正に伴い、入居者の資格のうち単身入居の要件等を定めるものであります。

また、議案第13号 町道の路線認定につきましては、丹波自然運動公園正門から国道9号を挟み国道27号に通じる町道蒲生野中央線に接続する北側の住宅団地内の幹線道路、延長215.6メートルについて、町道蒲生野中央北線として路線認定を行うものであります。

次に、議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算から、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算につきまして、一括してご説明してまいります。

まず、一般会計予算の総額は、115億9,600万円、前年度当初予算に比べ10.1%の増額、病院事業を含む特別会計では、主に京丹波町病院特別会計の減額要因により79億9,142万円と前年度対比6%の減額となっております。すべての会計を合わせますと総額で195億8,742万円となり、前年度対比5億4,643万円、率にしまして2.9%の増額となりました。

それでは、一般会計の歳出から特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、財政健全化対策に引き続き積極的な取り組みを行うこととし、財産管理事業として土地開発公社先行取得用地の買い戻しに4億4,536万円、旧町営住宅の解体工事費などに737万円、また、瑞穂地域の旧小学校の地元活用に対する支援といたしまして、「町有財産有効活用支援負担金」104万円を計上しております。

平成21年度から順次対象を拡大してまいりました電子入札は、3年が経過することから全件実施とし、その経費に247万円、入札手続のさらなる効率化を図るための契約管理システム及び入札情報公開システムの導入経費に288万円を計上しております。

また、老朽化し危険な状態となっております旧和知第二小学校校舎の解体工事に2,137万円を計上したほか、JR和知駅の振興対策として、「和知駅振興事業補助金」として126万円、町営バスの運行経費を補うため町営バス運行事業特別会計への繰出金に6,064万円、須知高校への通学支援に町営バス利用促進補助金として68万円を計上いたしております。

このほか、協働のまちづくりを推進し、住民自治組織の育成と組織化を支援する「住民自

治組織まちづくり交付金」及び「地域力向上事業助成金」に合わせて432万円を計上したところであります。

また、電算管理費では、行政情報システムの更新事業として、平成25年度までの2カ年間で総額3億6,038万円の支出を予定いたしております。その内、2億3,538万円を計上し、次年度の債務負担行為額として1億2,499万円を設定したところであります。

情報推進費では、和知地区における携帯電話の不感地域の解消に向け、携帯電話用鉄塔の整備に2,704万円を計上しております。

その他継続的な事業では、合併特例債を活用した振興基金積立事業に1億6,374万円を積み立てることとしております。

民生費では、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者の皆さんが住みなれた地域で安心して自立した日常生活を営むことができる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充実、拡充に配慮した予算計上に努めたところであります。

まず、障害者の自立支援事業に2億6,589万円、介護保険事業に2億6,572万円、介護療養型老人保健施設運営事業に4,096万円、高齢者の在宅生活を包括的に支援する地域包括ケアシステム推進事業に1,821万円、後期高齢者医療広域連合に対する給付費負担金など関係経費に2億5,728万円を計上しております。

また、本町独自の取り組みとしまして、子育て医療費助成事業に3,587万円、すこやか子育て祝金事業800万円、発達支援事業に651万円、ファミリー・サポート・センター事業に500万円を計上したほか、平成24年度から制度改正される見込みの「子どものための手当」支給事業に2億1,900万円を計上しております。

また、保育所費には、上豊田保育所の耐震補強工事費1,856万円を含め、3億2,988万円を計上し、子どもたちの健やかな成長を支援することとしております。

衛生費では、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指し、引き続き各種健診事業を無料で実施してまいります。

安心して妊娠、出産ができる体制の確保のための妊婦健康診査に738万円、生活習慣病予防のための特定健康診査事業に1,996万円、女性特有のがんや働く世代の大腸がん検診推進事業や受診対象者を拡大した前立腺がん検診など、その他健康診査事業に4,204万円を計上しております。

予防費では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンを含めた子宮頸がん予防ワクチン等接種促進助成に1,463万円を計上しております。

環境保全、地球温暖化防止など環境衛生対策では、住宅用太陽光発電システム設置費補助

金に600万円を計上したほか、下水道会計への繰出しを含め7,943万円、清掃費には、船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして2億7,356万円、簡易水道費には4億3,938万円を計上しております。

また、労働費では、緊急経済生活支援対策事業に1,285万円を計上し、雇用の創出を図ってまいります。

農林水産業費につきまして、農業費では、有害鳥獣対策事業に8,647万円を計上し、被害防止施設の設置など引き続き対策の強化を図るほか、中山間地域等直接支払事業に1億1,530万円、農地・水保全管理支払交付金事業に2,228万円、農地保全事業に2,210万円を計上し、地域ぐるみの活動や営農への支援、農業生産基盤の整備などを行うとともに、農業機械導入を初めとする農業振興事業に649万円、特産物等作付助成などの水田農業構造改善対策助成事業に2,552万円を計上し、営農組織などの担い手育成や特産物の生産振興を図るほか、京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業に470万円を計上し、「京丹波・食の祭典」など京丹波町の豊かな食をテーマとした取り組みを進めてまいります。

また、鳥インフルエンザ発生農場跡地活用事業に69万円を計上し、地元の皆さんや大学との連携による活用案の取りまとめを行います。

なお、老朽化し雨漏りが見られます山村開発センターの屋根などの改修工事に3,700万円を計上しております。

林業費では、林業の担い手育成をはじめする林業振興対策事業に1,273万円、森林整備地域活動支援事業に2,724万円、「(仮称)森づくり基本計画」を策定する木のぬくもり活用推進事業に527万円を計上するほか、森林管理道塩谷長谷線の開設に8,595万円を計上し、森林の整備保全と路網整備の推進を図ってまいります。

商工費では、町商工会のプレミアム商品券発行事業や小規模事業経営支援事業への補助をはじめ、資金融資利子補給などの商工業振興事業に2,185万円、融資保証料補給事業に550万円を計上し、低迷する消費経済の影響を受ける小規模店舗や中小企業への経営支援を引き続き行うほか、消費生活相談窓口の設置と啓発事業等に226万円を計上し、安心・安全な消費生活の実現に努めてまいります。

また、京丹波町観光協会の運営補助としまして観光振興事業に600万円を計上し、観光協会との連携による京丹波町ならではの観光事業を推進してまいります。

土木費では、道路維持費として4,361万円を計上しております。冬季における除雪を初め、道路利用者の通行に支障がないよう維持管理に努めてまいります。

道路新設改良費では、「丹波パーキングエリア(仮称)と一体的な地域振興拠点」の整備

に要する経費3億7,500万円のほか、継続事業を含む19路線の改良費と合わせ総額9億4,175万円を計上し、事業に取り組んでまいります。

このほか、河川維持管理事業に1,171万円、ダム関連対策事業には、付替え町道等の負担金や周辺整備計画に要する経費を含め1億5,859万円を計上したところであります。

また、町営住宅の維持管理費に1,170万円、木造住宅耐震改修事業や住宅改修補助金事業に1,094万円を計上いたしております。

消防費では、中部広域消防組合負担金2億3,915万円、消防団運営費に8,689万円のほか、安心・安全なまちづくりの基盤整備に向けて消防車両更新事業に5,194万円、防火水槽設置事業に3,051万円を計上しております。

また、原子力災害に対応するための放射線測定器の購入及び京丹波町地域防災計画の改訂等防災対策事業に801万円を計上したところであります。

教育費では、総額で9億6,907万円を計上しております。新給食センターの建設や関連する給食実施校への配膳室の設置など中学校の給食実施に向けた施設整備事業に2億7,703万円を計上したほか、学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上しております。

なお、災害復旧費の河川等災害復旧事業では、昨年5月の豪雨などにより下山地内の町有土地において地すべりが発生していることが判明し、その安全対策に要する経費として、1億3,000万円を計上しております。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、平成23年度の決算見込額と地方財政計画の指標を検討の上、過大見積もりにならないよう計上したところであります。

現下の経済情勢の中にあって、町民総所得の伸びは依然としてマイナス基調であり、加えて、平成24年度は、固定資産税の評価替えの年度に当たり、家屋に係る経年減点補正等などにより、前年度比388万円減額の15億9,675万円を計上しております。

譲与税、交付金関係につきましては、前年度比4,210万円減額の3億7,550万円の計上となりました。子ども手当特例交付金及び自動車取得税の減収補填特例交付金が、年少扶養控除の廃止等による地方増収分へ振り替えられることにより、大幅な減額となっております。

地方交付税につきましては、地方財政計画では、前年度比811億円増の17兆4,545億円が確保され、中期財政フレームに基づき地方の一般財源総額は平成23年度と同水準が確保されたところであります。

本町におきましては、普通交付税の合併特例による算定額と雇用対策、あるいは地域資源

活用推進費の2億7,793万円などを試算した基準財政需要額をベースに算定した結果、特別交付税も含めた地方交付税全体として、前年度比1億円増の51億円を計上したところであります。

平成24年度は、施政方針で申し上げましたように、私の町政推進の実行3年目であり、安心・活力・愛のあるまちづくりに向けたきめ細かな保健福祉関係事業や、将来展望に立った活力ある社会基盤の整備、そして、健全財政に向けた土地開発公社保有地の買い戻しや経常的経費の縮減など、財政健全化を念頭に福祉の増進と未来への投資を行うメリハリのある積極的な予算編成としたところであります。

長引く景気の低迷により個人所得も年々減少するなど、財源の確保が大変厳しい状況ではありますが、選択と集中により、後退させてはならない住民生活に密着した行政水準の維持はもちろん、住んでよかったと思っただけの町政推進に全力を傾けてまいり所存であります。

議員各位、町民の皆様の格別のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。引き続きまして、特別会計につきましてご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計では、19億612万9,000円を計上しております。

国民健康保険は、高齢化の進展による医療費の増加に加え、今日の経済情勢を反映した被保険者の負担能力の低下等により大変厳しい財政状態が続いております。抜本的な制度改革が待たれるところであります。平成24年度の国保税率については、安定的で持続可能な制度運営のために、所要の税率改定が必要なところであります。長引く不況や現下の大変厳しい経済情勢と住民負担に配慮して据え置くことといたしました。引き続き、医療費の適正化対策や収納率向上対策に取り組み、財政安定化と負担の公平性の確保を図ってまいります。また、京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づく共同事業等を活用し、業務の効率化を図ってまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、2億1,684万5,000円を計上しております。本会計につきましては、京都府後期高齢者医療広域連合の算定に基づく保険料を徴収し、広域連合に納付する収支となっております。平成24年度及び平成25年度の保険料は、不均一保険料の最終段階となり、京丹波町の保険料率は、均等割額4万4,400円、所得割率8.73%となっております。平成22年度から開始した人間ドック助成事業に157万5,000円を計上したほか、一般会計からの繰入金につきましては、事務費及び低所得者の保険料軽減分を公費で補てんするために行うものであります。

次に、介護保険事業特別会計事業勘定では、20億30万円を計上しております。

平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画に基づき、引き続き、介護サービス給付の適正化と介護予防事業や地域支援事業の充実を図り、自立した日常生活が営めるよう介護保険事業の円滑な推進と健全運営に努めてまいります。サービス事業勘定では、地域包括支援センターを拠点に、介護予防支援事業の推進を図ってまいります。また、老人保健施設サービス勘定では、1億1,340万円を計上し、施設の運営、入所サービス等の提供を行い、和知診療所の訪問機能と組み合わせて、在宅復帰や在宅療養の支援など包括的なケアに取り組んでまいります。

水道事業特別会計につきましては、15億9,260万円を計上しております。施設の適正な管理を図るとともに、必要となる施設整備を行い、安全で安定した給水環境の整備に努めてまいります。施設整備では、丹波・瑞穂地区で、戸津川地区の配水管と和田寺谷団地内の配水管整備を引き続き行うとともに、水呑及び下山地区の管路整備を予定しております。畑川ダム関連では、平成24年度の完成に向け、建設工事に係る事業負担金として1億4,337万5,000円を計上するとともに畑川ダムからの取水管の整備を行います。和知地区では、西部地区の浄水場や取水施設の整備を推進し、一日も早い供用開始を目指してまいります。

次に、下水道事業特別会計につきましては、9億7,500万円を計上しております。使用料の確保と施設の効率的な運営を図り、経費削減に努めてまいります。施設整備事業では、公共下水道において下山処理区における不明水対策としての管渠改善工事及び上豊田と和田地内において京都縦貫自動車道丹波綾部道路の開設により支障となる下水道管の移設工事を計画しております。

町営バス運行事業特別会計につきましては、9,105万円を計上し、スクールバスを中心に安全運行に努めたいと思います。また、一部運行路線の追加や既存路線のダイヤの見直しなどを行うとともに、利用者のニーズ調査の実施と、定期券を除く運行料金を一定期間半額とする社会実験に取り組み、新しい交通体系の構築を目指します。

国保京丹波町病院事業会計では、病院、各診療所の収益的収支に8億7,790万円、資本的収入に1億6,849万1,000円、支出に1億7,677万3,000円を計上し、資本的収支に不足する828万2,000円は過年度分損益勘定留保金で補てんすることとしております。

病院建設事業債の償還も最中であり、引き続き厳しい経営環境ではありますが、経営の健全化と保健・福祉・医療・介護の連携強化を図るとともに、患者のニーズに応えられる地域

包括医療の推進に努めてまいります。

また、医師確保についても引き続き京都府や府立医大及び関係医療機関への要望を初め、奨学金制度の活用などにより、安定した医療体制の確立に向けて全力で取り組んでまいります。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金利子等の積み立てを計上したものであり、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意するとともに、高校授業料無償化に伴う給付金額を見直す中で346万4,000円を計上しております。

また、須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計につきましては、財産の管理、住民団体への助成を中心として編成したものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

何卒慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、平成23年度の補正予算につきましては、後日追加提案させていただきたく思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。10時30分までといたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

補足説明を担当課長に求めます。

議案の説明は、日程順にお願いをいたします。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、諮問第1号につきまして、補足説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づきまして、市町村長はその候補者について、議会の意見を聞いて推薦を行い、法務大臣が委嘱することとなっております。また、その任期は3年となっております。現在、京丹波町では、11名の人権擁護委員さんにご活躍をいただいておりますが、そのうち、原澤淑子さんが人気満了に合わせて退任のご意向がございます。そこで、原澤さんの後任といたしまして、吉田和夫さんを人権擁護委員として、推薦いたしたく、議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第1号を読み上げまして、補足説明とさせていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住所 京都府船井郡京丹波町蒲生大仙坊4番地

氏名 吉田和夫 昭和24年11月20日生

平成24年3月2日提出

京丹波町長 寺尾豊爾

提案理由

人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員候補者を推薦する必要があるため。

なお、裏面に主な職歴を記載しておりますので、ごらんいただきご意見を賜りますようお願いいたします。

○議長（野口久之君） 次に、中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 議案第4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、新規路線の追加と停留所の名称の改定を行うものでございます。

初めに、新規路線の追加であります。和知地区で、升谷及び市場区内への乗り入れにつきまして、これまで要望をいただきながら、実現しておりませんでした路線を新たに既存の路線の一部ルート変更を行う形で、運行するものでございます。

新旧対照表の3ページをごらんください。

別表第1（第3条関係）で、現行の上乙見線を上乙見①線に名称を改め、新旧対照表4ページで新たに、上乙見②線として、升谷中、山添、長老苑前、町道中学校前のバス停留所を新設するもので、これまで、中山から国道27号を通行し、和知駅に向かっておりましたものを升谷地内から国道と並行して伸びます町道を通行し、和知駅に向かうルートでございませぬ。

なお、新たに一路線の追加としてありますが、実際の運行は、上乙見②線のみとなりますので、これまでと変更はございません。

次に、新旧対照表1ページ目に戻っていただきまして、変更前の真ん中付近に仏主線とございますが、この仏主線の主な経過地の学校前に下線が引かれております。既に小学校の統合によりまして施設はありませんので、新しく下栗野公民館前と名称変更を行うものでございます。いずれも、施行は本年4月1日としております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 次に、伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、町長の提案理由の説明のとおり、スポーツ基本法の施行に伴いまして、体育指導委員をスポーツ推進委員に改めるものでございます。

なお、報酬につきましては、現行のままでございまして、年額4万円のままでございます。

なお、体育指導委員とスポーツ推進委員の違いでございしますが、体育指導委員につきましては、昭和36年に制定をされましたスポーツ振興法によりまして、スポーツの振興のために実技指導や助言を行うとされておりましたが、スポーツ推進委員におきましては、実技指導や助言に加えまして、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整とそういう役割が加えられたところでございます。

次に、議案第6号でございしますが、京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案書の提案理由にございますように、厳しい財政状況にかんがみまして、町長、副町長の給料及び期末手当につきまして、平成24年度におきましても、引き続き10%の減額をするものでございます。

次に、議案第7号でございしますが、京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これにつきましては、教育長の給料、期末手当につきましても、引き続き10%の減額をするものでございます。

なお、町長、副町長、教育長の減額分につきましては、合わせまして年間で約310万円となるところでございます。

続きまして、議案第8号でございしますが、京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。管理職手当につきましても、引き続き10%の減額をするものでございます。現状の管理職で試算をいたしますと年間約114万円の減額となるところでございます。

以上、まことに簡単でございしますが、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。申し上げます。

○議長（野口久之君） 次に、一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） それでは、議案第9号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的とした平成23年度から平成27年度までの間において、実施する施策のうち、全国的にかつ緊急的に地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、臨時の措置といたしまして、今般、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に公布され、同日付で施行されることとなったこと、合わせまして、平成23年度税制改革大綱の税制抜本改革の一環といたしまして、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律が同日付で公布され、また、東日本大震災に被災されました方々の負担軽減を図るための税制上の追加措置といたしまして、地方税法の一部を改正する法律が、平成23年12月14日に公布され、公布の日から施行されることとなったことに伴いまして、本町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、具体的な中身についてでございますが、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、上から順番にたばこ税の税率の第95条、次の附則の第9条の町民税の分離課税に係る所得割の額の特例等、そして、たばこ税の税率の特例の第16条の2の関係でございますが、これにつきましては、税制改革に伴います都道府県と市町村の増収、減収を調整するため、第95条と附則第16条の2において、府たばこ税の一部を町たばこ税に税源移譲し、町のたばこ税率を1,000本当たり644円上げ、5,262円にし、第16条の2の旧3級品たばこにつきましては、305円上げ、2,495円にするものでございます。

なお、府のたばこ税につきましては、同額が下げられる予定でございます。

また、附則9条の削除によりまして、個人住民税の退職所得の10%税額控除を廃止するものでございます。

次に、1ページ下段から裏面2ページにかけての東日本大震災に係る雑損控除額等の特例の第22条の関係でございますが、これは、災害により生じた土砂などの撤去や、住宅などの原状回復のための支出など、いわゆる災害関連支出につきまして、災害がやんだ日から1年を超え3年以内に支出する費用を雑損控除等の適用対象にする規定を追加するものでございます。

最後に、2ページ下段の個人の住民税の税率の特例の第24条の関係でございますが、これは、本町が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のために平成26年度から平成35年度までに限り、個人住民税の均等割額を現行の3,000円に500円を加算し3,

500円とするものでございます。

以上、まことに簡単な説明で恐れ入りますが、補足説明とさせていただきます。何卒ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 次に、藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 続きまして、ただいま上程となりました議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、昨年4月28日に国会で成立しました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法に基づきまして、地方公営企業法が改正され、本年4月1日からの施行に伴い、従来地方公営企業法により定められておりました剰余金の処分等に関する事項の内容を条例で定めていくものでございます。

お手元のめくっていただきまして3枚目の新旧対照表でご説明させていただきます。

まず、今回予定をしております第10条利益の処分方法及び積立金の取崩しと第11条資本剰余金を新たに加えて、従来の条例の第10条以降を2条ずつ繰り下げようとするものです。

改正内容につきましては、現行の法令と同様の取り扱い方法を基本といたし、剰余金が発生した場合、累積欠損金等に補てん等をする本来どおりの内容を定めたものでございます。

第10条といたしましては、改正後の地方公営企業法第32条に規定する利益の処分を行った後になお残った残額について、企業債がある場合は、減債積立金はその額に達するまでの残額2分の1を積み立て、残りを利益積立金に積み立てることとするものでございます。また、企業債が発生していない場合は、残額を利益積立金に積み立てることとするものでございます。

また、第11条では、地方公営企業法の内容を移行させてきたもので、第1項では、補助金等で生じた資本剰余金はその源泉別に積み立てなければならないことを定めるものでございます。第2項では、補助金等の資本剰余金をもって所得した医療機器類等の資産で、みなし償却を行っているもののうち、みなし償却により減価償却を行っていない部分が滅失等をしたときには、その損失について、資本剰余金を取り崩して埋める旨を定めるものでございます。第3項は、今、申しました第2項におきまして、取り崩せる資本剰余金を除いた分において、利益積立金で埋めることができなかつた欠損金相当額につきましては、議会の議決を得た上で取り崩すことができる旨を定めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます、ご審議賜りよろしくお
願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 次に、堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改
正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

本条例につきましては、介護保険事業計画の見直しに合わせ、高齢者人口や要介護認定者
数を見込み、さらにサービスの種類や量、その給付費を推計し、平成24年度から平成26
年度まで3カ年の保険料や段階設定を定めるものでございます。

まず、今回の改正の背景となります介護保険事業計画につきまして、若干触れさせていた
だきたいと存じます。介護保険制度創設時の平成12年度の国勢調査では、本町高齢化率は
29.2%でありましたものが、平成17年には31.8%と30%を超え、直近の平成2
2年には34.8%と10年の間に5%を超える急速な伸びを示しております。団塊の世代
と呼ばれる方々が65歳になられる平成26年度には、ますます高齢化が進展するものと予
測されております。

また、本町の特徴といたしまして、65歳以上人口が横ばい、あるいは右肩下がりの傾向
を示しておりますものが介護リスクが高まるとされる75歳以上人口は増加傾向を示し、そ
れに応じて介護保険認定者も増加傾向にあります。介護保険サービスだけでなく、医療、
保健、福祉の各サービスが切れ目なく提供できるようなまさにオール京丹波町の地域包括ケ
アシステムの構築が急務の課題となっております。

さらに、介護老人福祉施設への実入所申込者数は、平成22年には83名、本年度には1
06名と慢性的に増加してきております。ニーズを勘案した施設整備の検討が課題となっ
てまいりました。こうした課題解決に向け、第5期介護保険事業計画を策定し、町を挙げての
取り組みを進めていこうとするものでございます。

それでは、条例の中身につきまして、添付資料最後のページに説明資料をつけさせていた
だいております。それでご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

第5期介護保険事業計画期間中の平成24年度から平成26年度まで3年間の介護サービ
スに必要な総費用額は約60億9,732万円、保険料収納必要額は約10億4,648万
円を見込んでおります。保険料の金額といたしましては、第4段階の太線の部分、現行の保
険料基準額4万9,000円から6万4,200円に改正するものであります。第4期と比
べますと1万5,200円の増となります。これは、先ほどもご説明申し上げたところでご
ざいますが、高齢化の急速な進展による要介護者の増加が見込まれますのと、第3期計画期

間中の1億円近い剰余金を第4期計画当初に基金として活用し、第4期の保険料を抑制できたことによりまして、第5期との大きな差異が生まれたものと考えております。

被保険者の皆様方には大変なご負担をいただくこととなりますが、ニーズに応じたサービスを提供させていただくためには、避けては通れないものであり、受益と負担の均衡に応じたひとつのまちの介護保険制度を被保険者のみならず町民でみんなで支えていただくという仕組みであるということをご理解賜りたいと存じます。

次に、保険料段階の考え方であります。国の示す保険料段階は6段階であります。本町の所得の分布状況を踏まえた中で、被保険者の負担能力に可能な限り配慮したきめ細かな段階設定をしていこうというものでございます。本町独自の段階として設定いたしますのは、第3段階と第4段階の網かけ部分と第5段階以上を五つの段階に区分しております。実質は11段階に細分化することとなります。

それでは、主な保険料段階について、ご説明させていただきます。

第1段階、条例でいいますと第2条第1項第1号に該当する方でございます。基準額に対する割合は現行どおり0.5。保険料額は3万2,100円となります。第2段階につきましては、第1段階と同様であります。第3段階の網かけ部分で新たな段階を設定するものでございます。条例附則第3条に該当する方で、世帯非課税で年金と合計所得金額が120万円以下の方であります。基準額から0.05下げた0.70。年額4万5,000円でございます。低所得者の方に対する軽減措置を講じるものでございます。第3段階の下段の部分、第2条第1項第3号に該当する方で、附則第3条以外の方につきましては、基準額に対する割合は0.75。保険料額は4万8,200円でございます。第4段階、網かけ部分につきましては、条例附則第4条に該当する方でございます。現行と同様、基準から0.05下げた0.95として軽減措置を講じております。第4段階、附則第4条に該当する以外の方につきましては、基準額の6万4,200円でございます。第5段階、第2条第1項第5号該当の方で、国基準では合計所得金額190万円までと一括としておりますけれども、合計所得金額125万円以下の段階を設け、乗率は法定1.25のところ、0.05減の1.20。年額7万7,100円の保険料とさせていただきます。第6段階、第2条第1項第6号の方で、第5段階の設定により合計所得金額が125万円を超え、190万円までの方、乗率は国基準の1.25から0.05増の1.30、第7段階、第2条第1項第7号の方で、合計所得金額190万円以上500万円まで、現行と同様乗率を1.65とさせていただきます。第8段階、第2条第1項第8号の方で、国基準1.75のところ0.1増の1.85で11万8,800円、第9段階、第2条第1項第9号の方で、合計所得金額1,00

0万円以上の方とし、乗率を2.0、年額12万8,400円とするものでございます。所得段階別加入者数の分布状況につきましては、本人が住民税非課税層で基準額に対する割合を1未満の軽減となりますのが、第1段階から第4段階の附則第4条までの方で、51.8%。この層の皆さんを課税層であります第5段階から第9段階までの29.5%の方で支えていただくという仕組みになっております。

以上、まことに簡単ではございますけれども、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 次に、十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） それでは、議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

提案理由としましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、その中で、公営住宅法の一部改正が行われ、従来の入居者資格要件である同居親族要件及び特に居住の安定を図る必要がある者への例外措置が削除されたことから、条例の一部を改正するものです。

法改正における国の考え方につきましては、地域の実情に応じた判断を地方自治体にゆだねるものであり、国からの権限委譲がその目的であるとされております。したがって、公営住宅法においては、入居資格要件である同居親族要件が削除され、単身者においても、公営住宅への入居資格が可能となりましたが、本町におきましては、管理している住宅が同居親族を有する世帯向けの住宅として整備していることから、これまでどおり、同居親族要件を廃止せず、条例により措置し継続することとするものです。

また、例外措置として、一定の要件を満たす高齢者、身体障害者、生活保護受給者などについて、引き続き単身入居を認めていくこととするため、所要の改正を行うものです。

議案書の3枚目、新旧対照表のほうをご確認ください。

第6条入居者の資格については、旧の第1項中2行目からの下線部分について、単身入居の例外措置の条項が廃止されたことに伴い削除し、新しく第6条に被災者等の入居の条件として、第5号、第6号を加え、第2項、第3項において、単身入居を認めるための例外措置の条項を加えるものです。

第7条入居資格の特例、第28条収入超過者等に関する認定につきましては、第6条において、新たに第2項、第3項を加えるため、引用する条項の整備を行うものです。

続きまして、議案第13号について、補足説明のほうをさせていただきます。

議案第13号 町道の路線認定について、補足説明をさせていただきます。平面図のほう

をご確認ください。先ほど、町長のほうから提案説明において、詳しい位置関係の説明がありました。本路線につきましては、宅地開発により築造された幅員6メートル、延長215.6メートルの道路であり、開発協議書などで確認した結果、道路の構造上問題なく、また道路用地についても町の所有地となっているため、開発団地内の建築基準法第42条に該当する道路として、京丹波町道路認定基準要綱に基づき、路線認定をお願いするものです。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第12号並びに13号の補足説明とさせていただきます。ご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 次に、伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算について、補足説明を申し上げたいと思います。

なお、町長の提案理由説明と重複する部分ございますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

まず、平成24年度の一般会計の予算総額につきましては、115億9,600万円と定めさせていただくものでございます。前年度比10.1%の増となっております。過去最大の予算規模となっておりますのでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表につきましては、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきます。

10ページのほうをお願いを申し上げます。

第2表の債務負担行為でございますが、事項といたしましては、一つには、行政情報システムの更新に係る費用でございます。町合併当時に現在の職員用のパソコンでありますとか、サーバー類などのシステムの構築をし、現在も運用しているところでございますが、耐用年数を過ぎまして、故障も増えております。また、メンテナンスも困難になっておるといふことから、今回、2カ年をかけまして更新をするものでございます。平成24年度には、サーバー類でありますとか、各システムの再構築を行いまして、平成25年度にパソコンであるとか、プリンター等の機器類を更新するというようにしております。この平成25年度に整備する事業費分といたしまして1億2,499万円、これにつきまして、債務負担行為として設定をさせていただくというものでございます。

二つ目でございますが、固定資産宅地評価見直し事業ということございまして、平成25年度から平成26年度までの経費といたしまして1,324万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、固定資産税の評価替えが3年に一度必要でございまして、今回は平成24年度が評価替えの年度になっておりますが、次期の評価替えに向

けましての業務委託が引き続き必要ということでございます。従いまして、平成25年度分と平成26年度分につきまして、債務負担行為を設定をさせていただくというものでございます。

次に、11ページでございますけれども、第3表の地方債でございますが、それぞれの歳出事業の財源として発行させていただくものと、臨時財政対策債の発行をお願いするものとなっております。総額につきましては、12ページの最下段でございますけれども、16億1,950万円となっております。前年度比では6億4,930万円の増額となっております。

特に、戻りまして、11ページでございますが、二つ目の緊急防災・減災事業でございますけれども、これにつきましては、東日本大震災の復興事業に関しまして全国的に取り組むべき事業分ということで、平成24年度に新たに設けられるものとなっております。本町におきましては、生涯学習センターと上豊田保育所の耐震補強工事をこれに充てるものでございます。

また、次の過疎対策事業債でございますが、9億1,870万円を計上しております。前年度比7億4,030万円の増ということになっております。これは、特に丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点施設の整備を初めといたします道路改良事業、これに5億5,410万円、それから、教育費でございますが、学校給食施設整備事業に2億7,690万円を予定しております。これらが主な増加要因ということになっております。

なお、交付税の振替措置でございます臨時財政対策債につきましては、4億3,590万円を予定しております。すべての発行額のうちの交付税算入額につきましては、12億5,161万円というふうに推計をしております。算入率につきましては、77.3%を見込んでおるところでございます。

次に、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入の5ページをお願いしたいと思います。

まず、町税の町民税の個人均等割でございますけれども、税額につきましては3,000円でございます。納税義務者6,902人、それから家屋敷分といたしまして120件を見込みまして、徴収率97%で2,043万5,000円を計上しております。

個人の所得割につきましては、税率は6%でございます。課税の基礎となります総所得につきましては、これまでの経過でありますとか、経済情勢等を勘案をいたしまして、平成23年度所得のマイナス3%というふうに見込みまして、課税標準額を推計したところでございます。税制改正に伴う年少扶養控除の廃止による増という部分がございまして、住宅

ローン控除分による減と差し引きをした結果、個人町民税の現年度分につきましては、1,461万円余りの増となる4億7,916万2,000円ということで計上をさせていただいたところでございます。

また、その下の法人税でございますが、均等割につきましては、369法人を見込んでの計上となっております。法人税割につきましては、平成23年度の決算見込み額のマイナス15%で推計をしております。平成23年度は景気の持ち直し傾向がみられましたことから364万円余り増額の7,564万7,000円の計上としたところでございます。

次に、固定資産税の土地と家屋につきましては、平成23年度中の異動と評価替え年度に係る補正を反映した電算システムでの集計により算定したものでございますが、特に家屋につきましては、評価替えによる経年減点補正が大きく影響しております。3,830万円余りの減となっているところでございます。

なお、償却資産につきましては、平成23年度の決算見込みから各3カ年の平均の伸び率によりまして算定をしております。

固定資産税の現年度の総額につきましては、前年度比4,612万2,000円の減というふうなことで、8億3,147万7,000円の計上としておるところでございます。

次に、6ページの軽自動車税でございますが、課税台数につきましては、総計で1万1,074台ということで推計をしたものでございます。

その次の町たばこ税でございますが、平成23年度の決算見込みから推計をしております。決算見込みを見ておりますと、本数の減少は見られないというふうな状況でございます。前年度比2,391万2,000円の増額となっております。町のたばこ税率につきましては、先ほどもございましたが、現在は1,000本当たり4,618円となっております。

以下、地方譲与税、それから各種の交付金が続くわけでございますが、これらにつきましては、京都府の試算資料に基づき計上したものでございます。

なお、8ページでございますが、2段目の地方特例交付金につきましては、提案説明にもございましたが、子ども手当特例交付金及び自動車取得税の減収補てん特例交付金が年少扶養控除の廃止による地方増収分に振り替えられたというふうなことから大幅な減額となっております。

次に、地方交付税でございますが、まず、普通交付税の算定の基礎となります基準財政需要額でございますけれども、内容といたしましては、高齢者人口の増加によりまして測定単位による需要額の増加しておる部分もあるわけでございますが、全般的に単位表が減額とな

る項目が多くございまして基準財政需要額は前年度に比べまして、約6,880万円の減となる見込みでございます。しかしながら、基準財政収入額につきましても税込でありますとか、特例交付金の減がございまして、あるいは交付税の振替措置である臨時財政対策債が減額となるといったことから結果的に普通交付税につきましても、ほぼ平成23年度実績、約49億円程度が見込めるのではないかなというふうなところでございます。

そうした推計を基に一定の財源留保も検討する中で、今回、当初予算におきましては、前年度比1億円増の46億5,000万円を計上させていただいたところでございます。

なお、特別交付税につきましても、前年度と同額の4億5,000万円を計上しておるところでございます。

次に、9ページからの特定財源の関係でございますが、それぞれ積算根拠等を十分ではございませんけれども、説明欄に記載をさせていただいておりますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、ページをちょっと送っていただきまして、34ページまでお願いしたいと思います。

下段の基金繰入金でございますが、2つ目でございますけれども、財政調整基金につきまして、今年度は約2億8,000万円を計上させていただいております。これは、主に先ほど申しました行政情報システムの更新事業等の財源に充てるものでございます。

また、下段の先行取得用地活用対策基金の繰入金でございますが、平成24年につきましては、4億4,500万円余りの繰入れを計上させていただいております。施政方針にもございましたとおり、土地開発公社先行取得用地の債務、これは、平成23年度末で16億8,400万円余りの簿価となるわけでございますが、これにつきましては、平成27年度までにすべて解消するということといたしておりまして、計画的な買い戻しを行うこととしておるところでございます。平成24年度に買い戻しをいたします内訳でございますけれども、丹波地区の曾根地内の国道用地先行取得事業用地6,226平米、この買い戻しに2億6,486万3,000円。同じく曾根地内でございますが、まちづくり推進事業用地取得事業用地3,173平米の買い戻しに2,231万3,000円。それから、和知地区の大倉のヒヨ谷開発事業用地7万3,726平米の買い戻しに1億5,818万8,000円の繰り入れをお願いするものでございます。

さらに、35ページでございますが、住民生活に光をそそぐ基金繰入金として900万円を計上しております。この基金につきましては、今年度、平成24年度限りでなくなる基金でございますが、町営バスの繰出し事業、それから、観光振興事業に充当するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、歳入予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出予算でございますが、ページをめくっていただきまして、49ページをお願いしたいと思います。

総務費の財産管理費でございますが、上段の工事請負費の説明欄の町有施設解体撤去等工事737万6,000円をあげておりますが、これにつきましては、丹波の高岡地内でございますが、旧JA竹野支所前でございます旧町営住宅、それから、旧高岡駐在所につきまして、老朽化が進んでおりまして、大変危険な状況にあることから今回これを解体撤去いたします費用として600万円、それから故障しております丹波地区内の屋外チャイム、これ3カ所あるわけでございますけれども、この撤去費に137万6,000円を計上したところでございます。

次の欄の公有財産購入費でございますが、これは、ただいま歳入で申し上げました丹波地区曾根地内の国道用地先行取得事業用地、それから、まちづくり推進事業用地、そして、和知の大倉ヒヨ谷開発事業用地の買い戻し分として、4億4,536万4,000円を計上しておるところでございます。

また、二つ下の欄の負担金補助及び交付金の中の町有財産有効活用支援負担金104万円でございますが、これにつきましては、小学校の統合によりまして閉校となりました瑞穂地区の三つの小学校につきまして、地域振興会等の地元組織において、活用方法を検討をいただいておりますところ、梅田地域と質美地域につきまして協議が整いまして、地域コミュニティの活動の場として、地域で活用していくことが決定されたところでございます。

しかしながら、電気代でありますとか水道代、また、除草等の管理経費も必要であるというふうなこともございまして、当面2年間につきまして、管理運営委託契約を結びまして、地域が活用していくための町の支援措置として、基本的な維持管理経費の7割を負担金として支出するとしたものでございます。

内訳といたしましては、梅田地域に29万円、質美地域に75万円を予定しております。

次に、少しページを飛ばさせていただきますが、53ページをお願いしたいと思います。

工事請負費の旧和知第二小学校解体工事、2,137万8,000円でございますが、老朽化し、長年の懸案事項でございました校舎の解体につきまして、平成23年度の実施設計により実施するものでございます。

それから次に、55ページでございますけれども、中ほどの交通対策費のバス運行事業会計繰出金6,064万9,000円でございますが、平成24年度から開始いたします和知地区における路線追加や質美線におけるスクール専用バスの運行等に伴いまして、前年度比

642万5,000円の増となっておりますのでございます。

次に、地域振興事業費の事業項目でございますが、協働のまちづくり事業でございます。573万5,000円を計上させていただいておりますが、主には最下段の負担金補助でございますが、住民自治組織まちづくり交付金といたしまして14団体、これは1団体均等割として20万円、それから、人口割で一人当たり50円というふうなことで、362万7,000円でございます。

それと、次のページ、56ページになりますが、地域力向上事業助成金につきまして、1団体5万円として、14団体分の70万円を計上させていただいておりますのでございます。

次に、下から二つ目の電算管理費の工事請負費2億3,538万3,000円でございますが、これにつきましても、債務負担行為で説明をさせていただきました行政情報システムの更新費用でございます。平成24年度にサーバー類、あるいは各システムの再構築を行うものでございます。

57ページの2段目の情報推進費の携帯電話等エリア整備事業でございますが、2,714万円を計上させていただいております。これにつきましては、和知地区の携帯電話の不感地域の解消に向けまして、携帯電話用の鉄塔を整備するものでございます。場所につきましては、仏主と上栗野を予定しております。

次に、60ページをお願いいたします。

徴税費の下段でございますが、負担金補助及び交付金で中ほどでございますが、京都地方税機構負担金ということで、職員人件費やシステム経費負担金分といたしまして、1,463万円を計上させていただいております。現在、本町からは3名の職員を派遣をしておるといってございます。

次に、66ページをお願いいたします。

下段の民生費の障害者福祉費でございますが、前年度比1,196万7,000円の減額となっております。障害者自立支援事業におきます送迎サービス利用促進事業等の通所事業所への特別対策の終了などによりまして減額となっておりますのでございます。

次に、69ページでございますが、69ページからは老人福祉費でございますが、70ページの事業項目の下から二つ目の地域包括ケアシステム推進事業でございますが、1,821万5,000円を計上しておりますのでございます。この事業につきましては、医療、介護、福祉の連携強化により、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる包括的なシステムを構築するというものでございますが、特に平成24年度におきましては、委託料の下段の地域包括ケア相談業務委託料500万円でございますが、高齢者が地域で気軽に総合的な

相談ができる場として町内の医療機関や介護事業所などに委託をいたしまして、本町独自の仮称地域包括ケア相談所というものを開設するということしております。このほか71ページの負担金補助及び交付金の下から二つ目の地域介護サービス確保事業助成金500万円でございますが、京都府の地域包括ケア総合交付金というものも活用をいたしまして、中山間地域でのモデル事業といたしまして、訪問看護や訪問リハビリなどの訪問系サービスの事業所の育成、あるいは介護職員等の人材確保への助成を行いまして、介護サービスの安定的な供給に資していくということにしておるところでございます。

また、最下段でございますが、新たに介護予防安心住まい推進事業費補助金として80万円を計上しております。これにつきましては、要介護状態になる可能性の高い高齢者の生活機能の維持向上及び家庭内における転倒事故等を防止する観点から介護保険による住宅改修と同じ内容の住宅改修工事につきまして、工事費の3分の2、上限は16万円ということでございますが、これを補助することとしたものでございます。

次に、73ページをお願いいたします。

児童福祉費でございますが、事業項目の下から二つ目の子どものための手当支給事業2億1,900万1,000円につきましては、現在、審議中でございますけれども、3歳未満を1万5,000円、3歳以上小学校修了までの1子、2子が1万円、3子以降は1万5,000円、中学生を1万円と、そうする新たな制度によりまして、計上させていただいたものでございます。なお、児童福祉費が前年に比べまして、大きな減額となっておりますのは、主にこの子ども手当の制度の変更によるものでございます。

次に、74ページでございますが、1段目の委託料のファミリーサポート事業委託金500万円につきましては、多様な子育て支援サービスの充実を図る目的で、昨年10月から実施をしてきておるところでございますが、児童の預かり等の総合支援活動を社会福祉協議会に委託して、実施するものでございます。

次に、75ページの下段であります。保育所費でございます。総額3億2,988万9,000円を計上しておるところでございます。3保育所、1分園で入所児童につきましては、295人を見込んでおりまして、所要の経費を計上させていただいております。

なお、今年度につきましては、78ページの工事請負費のところでございますが、先ほども申し上げましたが、上豊田保育所の耐震補強工事、屋根の改修でございますけれども、これを実施することとしておるところでございます。

次に、81ページをお願いしたいと思いますが、保健事業費でございますが、本年度におきましても、各種の健診事業等を実施をしております。特に、特定健診につきましては、

最終の目標年度を迎えるというところでございまして、受診率につきましては、平成22年度の実績で49%となっております。この比率につきましては、京都府内では第1位の比率というふうになっておりますが、目標は65%というふうなことでございますので、一層啓発に努力していくこととしているところでございます。

また、その他の健診事業につきましても、プラス5%の受診率の向上を目指して、啓発をしていくということにしております。

次に、83ページでございますけれども、事業項目の最下段の新エネルギー導入促進事業でございますが、600万8,000円ということで計上をさせていただいております。これは、平成22年度から実施をしております住宅太陽光発電の設置補助でございますが、1キロワット当たり3万円の補助で上限は12万円ということでございます。平成23年度におきましては、これまでに35件、390万円余りの補助金の交付決定を行っておるということでございますが、地球温暖化防止対策としての普及推進を初めといたしまして、新エネルギーとしての期待が非常に高まっていることから、今後におきましても増加していくのではないかなというふうなことで、考えておりまして、平成24年度におきましては、おおむね50件分を計上をさせていただいたところでございます。

次に、84ページでございますが、診療所費でございますけれども、1億5,127万2,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、平成23年度には、旧瑞穂病院施設の解体撤去費用を計上しておりましたのと、病院運営の一本化に係る直診勘定の整理事業を計上しておりましたために、大きな減額となっておりますところでございます。

次に、少しページは飛びますが、90ページをお願いいたします。農業費の農業振興費でございますが、4,688万9,000円の増額としております。農業振興費は事業項目が大変多くございまして、個々に増減はあるわけでございますが、特に91ページの事業項目の真ん中ほどからやや下の有害鳥獣対策事業でございますが、前年度比3,014万1,000円の増となっております。有害鳥獣対策事業につきましては、年々事業費も増加をしてきておるわけでございますが、平成24年度におきましては、国庫補助事業の野生鳥獣被害緊急対策事業というものに16団体が取り組まれるということになっておるところでございます。

それから、事業項目の下から三つ目の京丹波「食の郷」創造プロジェクト事業470万6,000円でございますが、これにつきましても、先ほどもございましたが、「食の祭典」につきましては、平成24年度は、丹波自然運動公園を主会場に実施するというにしておりますが、運営につきましては、京丹波町観光協会に委託をするとしておるところでござい

ます。

なお、平成23年度に制作をいたしました食のキャラクター「味夢くん」というのを制作をいたしました。この缶バッジの制作でありますとか、PR活動、また食育の推進などにつきましても積極的に取り組むこととしておるところでございます。

次に、95ページをお願いしたいと思います。

下段の農地費でございますが、農地保全事業につきましては、96ページの負担金補助及び交付金の中の農林漁業事業補助金1,600万円を計上しておりますが、これにつきましては、各農家組合や水利組合から要望がある用水路や農道補修など22カ所分の補助を計上したところでございます。

また、土地改良施設維持管理事業として、同じく96ページの工事請負費でございますが、2,250万円を計上しております。

これにつきましては、下山地内の天満宮大池の不明水の防止対策、それから管理道の修繕工事費を計上をさせていただいたものでございます。

それから、次の97ページの山村開発センター費でございますが、工事請負費に3,700万円を計上しております。これにつきましては、山村開発センターが建築後、もう30年経過しております。昭和57年の建築でございますが、非常に雨漏りが見られるというふうなことから屋根の改修、それから、玄関、ロビーの天井ボードの取り替え等を行うものでございます。

少しページを飛ばさせていただきまして、102ページをお願いしたいと思います。

林業費の林業振興費でございますが、これも数多くの事業項目がございますが、それぞれ増減があるわけでございますが、特に事業項目の中ほどの森林管理道開設事業につきましては、施政方針にもございましたが、和知地区の坂原地区と西河内地区を結ぶ塩谷長谷線の開設事業に8,595万3,000円を計上しております。平成24年度におきましては、計画延長4,800メートルのうち800メートルにつきましての整備を計画しているところでございます。

また、その次の事業項目の丹波くり振興事業でございますが、現在、丹波くりの生産出荷につきましては、最盛期の10分の1程度といった状況にありますことから、黒大豆、小豆の振興に加えまして、丹波くりの生産につきましても、具体的に推進していくということとしておりまして、苗の購入費、それから、新規改植に要する経費の2分の1の補助につきまして今回新たに予算化をさせていただいたものでございます。

また、事業項目の最下段の木のぬくもり活用推進事業でございますが、平成23年度にお

きましては、間伐材の活用研究といたしまして、ウッドボイラーの導入工事などを行ったところでございますが、平成24年度におきましては、間伐の促進と間伐材の有効活用などを通して、豊かな森づくりと資源循環型社会の構築を目指す、そういった目的で仮称森づくり基本計画を策定をいたしまして、間伐材等の生産から流通までの一体的な基本計画を策定するというようにしておるところでございます。

それから、106ページをお願いいたします。

中ほどの商工費の商工振興費の負担金補助及び交付金でございますが、その中の一番下でございますけれども、平成24年度におきましても、商工会のプレミアム商品券発行につきまして補助をすることとしております。平成24年度も平成23年度と同額のプレミアム部分が70万円の総額770万円の発行が計画させておるところでございます。このプレミアム部分に印刷広告費等を加えました額の4分の3につきまして、補助をすることとしたところでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

下段の道路橋梁費の道路新設改良事業でございますが、総額9億4,175万7,000円を計上しておりまして、前年度比6億2,565万6,000円の増というふうなことで大きな伸びとなっております。主な内容でございますが、最下段の委託料の測量設計管理業務等委託料が1億3,120万円でございます。

次のページでございますけれども、工事請負費でございますが、17カ所分になりますけれども3億300万円、それから用地購入の関係が14カ所で4億4,870万円、物件保障費につきましては、8カ所で5,490万円とそういう内容になっております。このうち丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備に要する経費でございますが、これにつきましては3億7,500万円ということをしておるところでございます。この3億7,500万円の内訳につきましては、平成24年度におきましては、造成工事等の詳細設計と用地取得を計画しておるところでございますが、測量設計等の委託料が6,100万円、用地費につきまして3億400万円、工事請負費としては1,000万円を予定をしておるというそういった内容でございます。

次の河川費でございますが、113ページの水資源開発対策費のダム関連対策事業でございますが、事業最終年度となる町道235号線の改良工事の負担金に1億3,500万円、それから、林道長谷線の改良工事の負担金として2,000万円を計上させていただいております。なお、完成後のダム湖畔の活用に向けまして、用地測量費として、委託料でございますけれども250万円を計上させていただいております。

次に、116ページをお願いいたします。

消防費でございますが、まず、常備消防費につきましては、広域消防組合の負担金ということで、平成23年度の実績により計上をさせていただいております。

次の非常備消防費には1億736万4,000円を計上しております、平成24年度におきましては、操法大会の開催年というふうなことでございます。その費用のほか、117ページの中段でございますけれども、備品購入費の一般備品1,455万円のうち、消防団員用法被の購入等に1,355万円を予定しております、これらが主な増加要因となっております。

118ページの消防施設費につきましては、前年度比2,124万8,000円の増額となっております。防火水槽の5基の整備を計画をしておるところでございます。さらに、消防車両更新事業といたしまして、ポンプ車1台、小型ポンプ付積載車4台を更新するという予定でございます。

また、次の防災費でございますが、119ページの一段目の委託料の地域防災計画策定業務委託料でございますが、これにつきましては、地域防災計画の改定に係る費用でございますが、4月に予定をされております原子力防災に関わる国の防災指針の改定を受けまして、本年秋までに改定するとそういう予定であります。

それから、次の備品購入費の一般備品62万8,000円でございますが、これにつきましては、原子力防災対策の一環といたしまして、放射線を計る空間放射線量計というものと、個人放射線量計というものを購入いたしまして、本庁と支所にそれぞれ1台ずつ配備する、合計6台になりますけれども、そうしたこととして計上させていただいております、放射線の調査でありますとか、あるいは職員向けの研修などに活用するほか、住民の皆さんの放射線に対する不安の解消に役立てていただけるように貸し出すことを計画しておるところでございます。

次に、119ページの下段からの教育費でございますが、少しページを飛ばしていただきまして、127ページをお願いいたします。

中学校費の学校管理費でございますが、前年度比4,769万7,000円の増額となっておりますが、これにつきましては、主に128ページでございますが、中ほどの工事請負費をごらんいただきたいと思います、7,364万8,000円を計上しております。内訳を申し上げますと、蒲生野中学校関係では、屋根の改修工事に4,980万円、それから、エアコン修繕に64万8,000円、砂場の改修に30万5,000円、それから、瑞穂中学校関係では、受電設備工事に1,930万円、男子トイレの修繕に157万5,000円、

パソコンルームの配線工事に18万円と、また、和知中学校関係では、高圧ケーブルの張替工事費として151万2,000円、それから、教室の床改修に32万8,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、また、少しページを飛ばさせていただきまして、140ページをお願いいたします。

下段の学校給食費の事業項目の学校給食調理場等整備事業でございます。2億7,703万1,000円を計上させていただいております。この事業につきましては、平成25年度からすべての中学校での給食の実施に向けまして、橋爪地内の旧瑞穂病院跡地に蒲生野中学校、瑞穂中学校、瑞穂小学校の児童への560食を賄う新給食センターの建設、それから、配膳室の整備などを行うものでございまして、142ページでございますが、中ほどの工事請負費2億4,699万7,000円のほか、備品購入費や設計管理業務等委託料等に所要の経費を計上させていただいたところでございます。

また、143ページからは、災害復旧費でございますが、それぞれの突発的な災害に備えたものでございますが、下段の土木施設分でございますが、工事請負費でございますけれども、1億3,000万円を計上させていただいております。これにつきましては、昨年5月の豪雨の影響と思われるわけでございますが、京都中央テクノパークに隣接をいたします町有林の山林の一部に地すべりが確認をされたということでございます。場所につきましては、27号バイパスとテクノパークを横断いたします町道との交差点から和知方向に向かって右側でございますけれども、畑川ダムの工事を行っております建設工事事務所を少し超えたところの裏山でございます。この山林につきましては、平成5年に当該工業団地の開発に伴いまして、都市計画法に基づき町に帰属したものでございますが、ボーリング調査等を行いました結果、約1万立米の土の処分、それから、アンカー工事が必要というふうなことになりまして、これらに必要な経費を計上させていただいたところでございます。

あと、最後に、144ページの公債費の関係でございますが、元金償還分といたしまして14億9,342万7,000円、それから、利子分といたしまして2億481万9,000円を計上させていただいております。

なお、予算書の一番最後のページをごらんをいただきたいと思っております。

最後のページに地方債残高の見込みに関する調書というのを載せております。この調書につきましては、あくまで許可ベースの額での表でございますけれども、増減見込みの欄を見ていただきますと、平成24年度中の借り入れが16億1,950万円を予定しております。それから、元金償還につきましては、今、申し上げました14億9,342万7,000円ということでございまして、差し引き1億2,607万3,000円増加するというふうな

ことになっておるところでございます。そうした状況でございます。

以上、飛ばし飛ばしの説明というふうなことで、十分な説明はできませんでまことに恐縮でございますが、一般会計予算の補足説明とさせていただきたいと思っております。

なお、資料といたしまして、当初予算の概要、あるいは所管ごと課ごとにまとめました資料なども配付をさせていただいておりますので、参考としてご覧いただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時15分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） それでは、議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

今年度の予算総額を19億612万9,000円とするもので、前年度と比べまして6,889万1,000円、3.7%の増となっております。

まず、予算の前提といたしましては、予算編成時点における被保険者数を一般退職併せて4,862人、世帯数を2,717世帯とし、各被保険者の所得及び固定資産税額を基礎として算定いたしました。被保険者の状況といたしましては、平成23年度、当初予算時点よりも68世帯155人の減少となっております。平成24年度の国保税率につきましては、先ほどの提案説明にもございましたように長引く厳しい経済情勢を考慮し、基金繰入れを前提として、前年度と同率に据え置くこととして予算を計上させていただいております。

また、国保運営に係ります都道府県の調整機能の強化、及び市町村国保財政の共同安定化事業の円滑な推進のための財源として、都道府県調整交付金は7%から9%に引き上げとなり、それに伴いまして、療養給付費等負担金の定率国庫負担は34%から32%とする国保法の改正が予定されておりますので、その変更を前提として、予算を編成させていただいております。

それでは、詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

まず、歳入から、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

最初に、1款、国民健康保険税でございますが、一般被保険者分全体といたしましては、前年度比71万3,000円減の3億6,332万3,000円で、現年度分では、被保険者数、世帯数の減少と基準総所得の減少により271万3,000円の減、滞納繰越分では、

今年度の実績見込み分から200万円の増を見込みました。

また、退職被保険者分といたしましては、ほぼ前年度並みの3,775万1,000円といたしております。予定収納率といたしましては、一般被保険者93.5%、退職被保険者98%で算定いたしております。

次に、5ページの3款、国庫支出金、国庫負担金のうち、療養給付費等負担金につきましては、歳出に計上いたしました療養給付費等をもとに対象額に負担割合を乗じて、現年度分2億6,961万1,000円を計上いたしております。療養給付費等負担金の負担割合につきましては、先ほど申しましたように負担率が従前の34%から32%となり、減る2%分につきましては、都道府県調整交付金への上乗せとなります。

また、平成22年度の精算に係る負担金については、34%で算出しております。対象となります療養給付費や負担すべき後期高齢者支援金は増えておりますが、対象費用から控除される前期高齢者交付金などの特定財源が増加したこと及び負担金率の変更により884万9,000円の減となっております。

6ページの2目、高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出に計上いたしました負担金をもとに算定いたしております。

3目の特定健康診査等負担金は、特定健診、特定保健指導に係る国の負担金単価に健診や保健指導の受診見込み者数を乗じて計上いたしました。

2項の国庫補助金、1目、財政調整交付金につきましては、普通調整交付金では市町村の財政の不均衡の是正措置として、医療給付費等の必要額である調整対象需要額から国、府等の交付金や給付に見合った標準的な保険税額となる調整対象収入額を控除して算出し、全体で1億1,820万9,000円を見込んでおります。

特別調整交付金につきましては、特別の財政事情に係る交付金ということで、説明欄に掲げております経費分を見込んでおり、直診施設の機器整備や運営に係るもの、健康管理センターでの保健事業に係るもののほか、昨年度から団体医療圏で取り組んでいる糖尿病重症化予防事業に係る補助金、国保ヘルスアップ事業など、合わせまして2,512万7,000円を見込んでいます。

次に、2目、出産育児一時金補助金については、補助金制度が終了いたしますので、平成24年3月出産分だけが対象になり、1件あたり1万円、2件分のみを計上しております。

7ページの最下段、4款、療養給付費交付金につきましては、退職者医療分について、被用者保険からの拠出金を社会保険診療報酬支払基金から受け入れるもので、退職者医療の対象費用額から保険税相当額と算定される額などを差し引いて1億1,867万9,000円

を計上いたしております。

次に、8ページ、5款の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、医療保険者間の財政調整として、被用者保険からの拠出金を受け入れるもので、各医療保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて、交付を受けるものになっております。平成24年度分の概算分と平成22年度の精算として返還すべき額を相殺して5億2,919万9,000円の交付を受ける見込みとなり、前年度と比較して5,800万円余りの伸びとなりました。厚生労働省から示された数値に基づき算定しておりますが、本町国保の前期高齢者の加入見込率の伸び、一人あたりの医療費の伸びによるところが主な要因となっております。

6款の府支出金、府負担金の高額医療費共同事業費負担金と特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同じ算定方法により同額を計上いたしております。

9ページの2項、府補助金、財政調整交付金につきましては、国庫負担金の療養給付費等負担金の負担割合が減る分、都道府県調整交付金に上乘せされるということから、前年度よりもプラス2%で算定いたしております。対象となる保険給付費等に前年度の交付率を参考として算出し、さらに糖尿病重症化予防事業などの保健事業関連分を含めまして、762万1,000円といたしております。

9ページ中ほどの7款、共同事業交付金については、どちらも国保連合会から交付されるものですが、1目、高額共同事業交付金は全国レベルでの共同事業で、1件80万円を超える医療費分について、2目の保険財政共同安定化事業交付金は、都道府県レベルでの共同事業として、1件30万円を超え80万円以下の医療費を対象としております。各市町村からの拠出金の中から毎月支払う高額療養費の額をもとに交付されるもので、事業主体である国保連合会から示された見込み額で計上をいたしております。

10ページの9款、繰入金、1目、一般会計繰入金では、総務省からの繰り出し基準等に基づいて、計上いたしております。

1節の保険基盤安定繰入金については、一般被保険者に係る低所得者の7割、5割、2割といった保険税の軽減分と保険者支援分でございます。

また、4節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保事業に係ります交付税算入分ということで、一般会計からの繰入れをお願いしております。

基金繰入金につきましては、冒頭説明いたしましたとおり、国保税率の据え置きに伴い、収支の均衡を図るために繰り入れを行うものとしております。平成23年度、平成24年度で、予算ベースでの繰り入れを行った場合の残高は1,860万6,000円になる見込み

となりました。

11ページの11款、諸収入につきましては、一般被保険者に係る延滞金、また、第三者納付金を主なものといたしまして、全体で253万6,000円を計上したところでございます。

次に、13ページからの歳出について、説明を申し上げます。

1款の総務費、一般管理費につきましては、保健師の人件費やレセプト点検の嘱託職員賃金、その他事務費を計上いたしております。

14ページ、賦課徴収費では、主に郵送料でございます。

それから、15ページから16ページにかけましての2款、保険給付費、療養諸費につきましては、過去3年間の医療費をもとに平成24年度の被保険者数の見込み数や医療費の伸びを勘案して、算出いたしております。被保険者数は減少傾向ですが、1人当たりの医療費が伸びていることから、療養給付費では、一般被保険者分で4%、退職分で5%の伸びを見込んでおります。療養諸費では、一般退職の療養給付費と審査手数料を含みまして、11億1,956万8,000円としております。前年度と比較しまして、2.9%、3,243万4,000円の増額といたしております。

次の2項、高額療養費については、月によって変動も大きいことから、一般、退職とともに直近の支給額から推計して、全体で1億2,220万円を計上いたしました。

18ページ、出産育児一時金については、1件当たり42万円として20件分、葬祭費については、1件5万円を25件分を見込んでおります。

精神・結核医療付加金は、精神障害医療及び結核医療の自己負担分を給付するもので、平成23年度の見込み額から計上いたしております。

19ページの3款、後期高齢者支援金につきましては、現役世代から後期高齢者医療への支援金ということで、健保や共済なども含め、各医療保険者が4割分を拠出するもので、平成24年度の概算分は2億4,421万8,000円となり、平成22年度分の精算分738万6,000円が相殺されておりますが、なお伸びる高齢者の医療費に対応するため、前年度に比べて1,924万5,000円増加の2億3,683万2,000円となっております。

19ページの4款、前期高齢者納付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に係ります医療保険者間の財政調整でございますので、保険者における前期高齢者の医療費の実績割合に応じて納付する場合と交付を受ける場合がありますが、本町の場合は、歳入で説明いたしましたように、前期高齢者の占める割合が多いことから、前期高齢者

交付金で受け取ることとなります。しかし、各保険者が拠出する額には上限が設けられておりまして、その上限を超える分には、国保を含めて各保険者が負担し合うということになっておりますので、その金額を計上いたしております。

20ページの最下段、6款、介護納付金につきましては、介護給付費や介護予防事業の財源として40歳から65歳の被保険者数に応じて、各医療保険者が負担するもので、厚生労働省が示す算出方法により、所要額を見込んでおります。平成24年度の概算納付分と平成22年度の精算見込み分を相殺しまして、9,799万4,000円を計上いたしております。

21ページの7款、共同事業拠出金についてですが、先ほど申しましたように1件80万円を超えるレセプトを対象として、歳入の共同事業交付金の財源として、全国レベルでの共同事業に対して、各保険者が負担するもので、国保連合会から示されました見込み額により計上いたしております。また、30万円を超え80万円以下の医療費に係ります都道府県単位での共同事業である2目の保険財政共同安定化事業の拠出金については、京都府国民健康保険広域化等支援方針に基づきまして、昨年度より拠出方法の算定方法が一部見直され、被保険者割、医療費実績割、所得割によって算定されております。今後、対象医療費の引き下げと併せて、拠出方法の見直しが検討されることになっておりますが、平成24年度については、変更はございません。

21ページの最下段、8款、保健事業費の特定健康診査事業費では、40歳から74歳までの被保険者に係ります特定健診に係る費用を一般会計に繰り出し、集団健診の方法で実施することとしております。平成24年度は特定健診等実施計画の最終年度で、計画目標受診率は65%ですので、一層の啓発事業に取り組むこととしておりますが、現在までの状況から対象者の55%、受診見込み者数2,012人で予算化をしているところでございます。

一般会計への繰出金1,996万2,000円を主なものといたしまして、全体で2,123万4,000円を計上いたしております。

22ページの疾病予防費の疾病予防事業では、無診世帯への記念品や医療費通知費用のほか、人間ドックの助成金を計上いたしております。今年度も人間ドック助成金は、今までと同様に基本9割補助、脳ドックは1万円の個人負担で残りを補助することとして、平成23年度の申し込み状況を踏まえ、1泊ドック11件、半日ドック217件分を見込んでおります。健康増進事業においては、一般会計で実施しておりますがん検診等について、国保被保険者分の費用を国保の保険事業に位置づけ、一般会計への繰り出し322万6,000円を予定しております。なお、この費用については全額京都府の交付金の対象となる見込みでござ

ございます。また、昨年度から継続で南丹医療圏の広域で取り組む保健事業として、糖尿病重症化予防事業として、委託料853万3,000円を主なものとして、事業費全体で898万1,000円を計上いたしました。今年度も、国の特別調整交付金、国保ヘルスアップ事業の活用を予定いたしております。

23ページの健康管理センター事業費では、施設管理費、訪問指導事業費、スポーツ講座開催事業費を合わせまして、前年度より26万1,000円減の505万3,000円としております。

24ページから25ページの11款、諸支出金では、保険税の還付金を計上するとともに、繰出金においては、歳入の特別調整交付金となっております医療機器の整備やへき地診療所の運営補助金分1,056万8,000円を病院事業会計に繰り出すことといたしております。

以上、国民健康保険事業特別会計の説明とさせていただきます。

○議長（野口久之君） 下伊豆課長、ちょっと待ってください。

9ページ、2項の府補助金のところで、財政調整交付金の節です。これ7,621万円となっておりますが、762万1,000円と言われましたので、訂正願います。

○住民課長（下伊豆かおり君） 失礼いたしました。9ページの府補助金、財政調整交付金は間違えておまして、正しくは7,621万円でございます。訂正させていただきます。

続きまして、議案第16号の平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計について、説明を申し上げます。

会計の概要といたしましては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、後期高齢者に係る保険料を徴収し納付すること、及び保険料の軽減に係る保険基盤安定繰入金を一般会計から受け入れ、広域連合に納めるというもので、平成24年度の予算総額は2億1,684万5,000円、前年度より10.5%増となっております。保険料や保険基盤安定負担金につきましては、広域連合の算定に基づき予算を編成したところでございます。

詳細につきましては、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

最初に、歳入から説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入では、1款、保険料、後期高齢者医療保険料でございますが、現年度分につきましては、広域連合の保険料算定に基づき、前年度と比較いたしまして1,344万9,000増の1億4,402万5,000円を計上いたしております。現在の調定額により按分し、特別徴収分を80%の1億1,514万円、普通徴収分を20%の2,878万5,000円

としております。なお、保険料率につきましては、2年ごとの改正となっており、平成24年度、平成25年度の保険料が、先日行われました広域連合議会で決定されたところでございます。京丹波町については、平成20年の制度創設時から不均一保険料の適用となっております。今回が特例期間の最終期ということで、今期の保険料は均等割4万4,400円、所得割8.73%、1人当たりの保険料は4万2,357円と見込まれております。

なお、保険料の限度額につきましては、国の政令改正を受けて、50万円から55万円に引き上げとなっております。

3款の一般会計繰入金については、事務費分といたしまして625万2,000円、所得の少ない方に対する保険料の軽減に係ります基盤安定繰入金として6,197万8,000円を計上いたしております。平成24年度の実務費繰入金については、後ほど歳出で説明いたします広域連合標準システムの機器の更改費用が発生することから、その分を含めて計上いたしております。

次に、4ページ、4款の繰越金は、出納整理期間に収納した保険料分を見込んでおります。

4ページ最下段の5款、諸収入、雑入につきましては、広域連合助成金として平成22年度から始まりました後期高齢者の人間ドック助成事業157万5,000円を主なものとしております。広域連合が国の特別調整交付金を活用され、ドックの受診助成に必要な経費の10分の10の交付を受けるものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、1款、総務費、一般管理費では、75歳到達時や、被保険者証の一斉更新に係る郵送料など、一般事務経費分として154万2,000円と平成24年度、広域連合標準システムの更改に合わせて、町単独分で各支所に設置しております連携端末を更新する必要があることから、端末機とネットワーク設定等に係ります費用を合わせて307万2,000円を見込んでおります。

2項の徴収費では、保険料決定通知書の印刷と郵送費用と口座振替手数料が主なものでございます。

6ページ、2款の広域連合納付金では、徴収いたしました保険料と保険料軽減分の負担金を広域連合に納付するものでございます。

3款の保健事業費では、歳入で説明いたしましたように、広域連合からの助成金を受け、人間ドックの助成金を計上いたしております。助成割合は国保と同様に基本9割補助とし、半日ドック24人、1泊ドック1人を見込んでいるところでございます。

以上、簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の説明とさせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） それでは、続きまして、議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、事業勘定の歳入歳出予算それぞれ20億30万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと8.97%、1億6,464万2,000円の増額となります。第5期介護保険事業計画期間の初年度に当たり、第5期計画のサービス見込み量に応じて、予算計上させていただいたものでございます。以降、事項別明細書でのご説明とさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

歳入の1款、保険料、第1号被保険者保険料の内訳といたしましては、年度途中の資格喪失者を含む延べ第1号被保険者を5,638人と見込み、現年度分特別徴収保険料として3億1,914万9,000円、現年度分普通徴収保険料として2,550万4,000円を計上しております。

なお、第1号被保険者保険料につきましては、先ほど介護保険条例改正案でご説明させていただきましたとおり、その基準額を年額6万4,200円とさせていただくものでございます。

3款の国庫支出金、1項、国庫負担金の介護給付費負担金は、保険給付費のうち、施設介護給付費などの施設等に係る給付費の15%、居宅介護サービス給付費などその他の給付費の20%となっております。

4ページをお願いいたします。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、保険給付費の8.28%、平成23年度の交付申請ベースの計上とさせていただいております。

2目の地域支援事業交付金1,165万4,000円、介護予防事業分と包括的支援事業・任意事業分となっております。

4款の支払基金交付金、介護給付費交付金につきましては、前年度に比べて4,670万3,000円の増額となっております。

4ページから5ページかけまして5款、府支出金、1目、介護給付費府負担金は、施設給付費の17.5%、その他の給付費の12.5%で計上させていただいております。

6ページをお願いいたします。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金は、1,945万9,000円の増額とさせていただいております。ルール分として保険給付費の12.5%を一般会計から繰入れをお願いするものでございます。

続きまして、歳出につきまして、8ページからでございます。

1款、総務費、3項、介護認定審査会費では、円滑な認定調査を実施するための認定調査員の臨時雇用賃金90万8,000円、主治医の意見書作成委託料548万1,000円を計上しておりますのと、認定審査会府委託負担金として856万円を計上させていただいております。審査会につきましては、本年度につきましても京都府に事務委託させていただくこととしております。

次に、9ページをお願いいたします。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費の主なものといたしまして、1目の居宅介護サービス給付費では6億820万7,000円、訪問介護の利用者を月149人、通所介護330人など見込んでおります。

2目の地域密着型介護サービス給付費では、110万円の増額とさせていただいております。これは、町内の既存グループホームに4月に開設となるグループホームの利用者9名を含め、22人の利用を見込むものでございます。

10ページをお願いいたします。

3目の施設介護サービス給付費は、1億1,504万2,000円の増、介護老人福祉施設184人、介護老人保健施設89人の入所を見込んでおります。なお、年度途中の施設整備は見込んでおりませんが、現状の推移から大幅な増を見込むものでございます。

2項の介護予防サービス等諸費では、主なものといたしまして、介護予防サービス給付費5,383万3,000円、予防訪問介護40人、予防通所介護51人の利用を見込んでおりますのと、要支援者への介護予防サービス計画給付費637万7,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

4項、高額介護サービス等費3,902万6,000円、利用者負担額が定められた世帯の上限額を超えた場合に支給するものでございます。

5項の特定入所者介護サービス等費9,131万円、低所得の入所者に対する食事、居室料の限度額を超えた負担部分につきまして補足給付するものでございます。

以上、保険給付費の総額は19億2,576万7,000円、前年度比8.79%、1億5,567万4,000円の増額となりました。

13ページをお願いいたします。

3款の地域支援事業費、1項の介護予防事業費では、国の推奨によりまして、第5期介護保険事業計画の策定に合わせ、一般高齢者施策事業を一次予防事業に、特定高齢者施策事業

を二次予防事業に、より親しみやすい通称に変更をさせていただいております。基本的な内容につきましては、これまでの一般高齢者、特定高齢者施策と同様、一次予防事業は主として活動的な状態にある高齢者。二次予防事業につきましては、要介護状態等となる恐れの高い状態の方を対象としております。

13ページから14ページにかけては、2目の二次予防事業では、住民基本健診の中で、生活機能評価をするための高齢者実態把握事業、ミニデイサービス事業、運動器機能向上事業など要介護状態となることを予防するための取り組みを引き続き、積極的に展開していかうとするものでございます。

15ページをお願いいたします。

2項の包括的支援事業・任意事業費、2目の任意事業費では、家族介護者を支援するための家族介護用品支給事業に840万円、認知症地域支援事業に111万1,000円を計上しております。認知症の予防と認知症サポーター養成講座など、認知症とその家族を地域で支援する体制づくりに取り組んでまいります。

続きまして、サービス事業勘定について、ご説明を申し上げたいと思います。

歳入歳出の総額を690万円と定めるものでございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款、サービス収入、1目、居宅支援サービス計画費収入が主なものでございます。委託の部分も含めまして、地域包括支援センターが作成する要支援者への介護予防サービスの計画費の収入となっております。

次に、歳出についてでございます。

4ページをお願いいたします。

2款の事業費、1目の居宅介護支援事業費、662万2,000円、要支援者の介護予防の計画策定に係るサービス事業所への委託料が主なものとなっております。

以上、簡単ではございますが、議案第17号 介護保険事業特別会計の事業勘定分及びサービス事業勘定分の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、続きまして、介護保険特別会計の老人保健施設サービス勘定について、ご説明をさせていただきます。

平成21年10月に開設いたしました京丹波町病院和知診療所の2階部分に当たります京丹波町介護療養型老人保健施設につきましては、早や2年6カ月が経過し、昨年度も順調に

推移、稼働いたしております。ちなみに、昨年4月から本年2月までの平均の稼働率は88.7%で運営され、本日現在も満床状態で運営されております。係る予算につきましては、歳入歳出の予算の総額を1億1,340万円とするものでございます。

予算の前提といたしましては、平成23年度の状況を参考にして、積算を行っております。歳入におきましては、主に入所サービスの利用者を平均要介護度3で、ベッド数19床のうち、平均入所者数を15床と見込み、算出をいたしております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをめくってください。

歳入では、款、サービス収入、項、介護給付費収入につきまして、目、居宅介護サービス費収入では、要介護支援に係る短期入所療養介護の介護報酬分を計上し、次の目、施設介護サービス費収入では、要介護者を対象とした入所の介護報酬分を平均要介護度、先ほど申しました3で、1日当たり個室の利用者を2名、多床室利用者を13名とし、平均入所者を15名と見込んで計上をいたしております。

次に、項、介護予防給付費収入では、要支援の方を対象としての短期入所療養介護の介護報酬分を見込んでおります。項、自己負担金収入では、入所及び短期入所に係ります介護報酬の自己負担金分と居住費、食事費をそれぞれ見込んで計上いたしております。

めくっていただきまして、4ページの款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金では、全体で4,096万7,000円を計上いたし、歳出予算との均衡を図っております。

なお、款、諸収入、項、1雑入、目、雑入につきましては、リハビリ通所者の給食やテレビカード代等を見込んでおります。

次に、5ページからの歳出でございますが、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費では、主に施設管理費及び運営に係る一般管理事業といたしまして、945万6,000円を、人件費及び嘱託職員等の人件費として8,414万8,000円の計上を見込んでおります。

また、6ページ末にあります款、介護サービス事業費、項、施設介護サービス事業費、目、施設介護サービス事業費では、老健施設運営に必要な診療材料費や医薬材料費、給食業務委託料、検査委託料、機器物品の借り上げ料を主なものといたしまして、全体で1,959万6,000円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、老人保健施設サービス勘定の補足説明とさせていただきます。ご審議のほど賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成24年度の歳入歳出予算総額を15億9,260万円とさせていただくものでございます。前年度当初予算と比べまして、890万円の減額、0.6%の減となっております。

第2条、地方債につきましては、別表を作成しておりますので、後ほど説明をさせていただきます。第3条、一時借入金につきましては、借り入れの最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、4ページをご覧いただきたいと思えます。

第2表、地方債でございますが、簡易水道事業でその財源として借り入れを行うことができる限度額を3億9,620万円としております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりでございます。

続いて、歳入歳出の説明に移らせていただきますが、先に、歳出の主なものについて、事項別明細書の7ページをご覧いただきたいと存じます。

1款、水道管理費の一般管理費総額でございますが、3億4,546万6,000円でございます。そのうち、人件費は6,551万4,000円で、9名分の一般職給料手当等を見込んでおります。

水道事業といたしましては、維持管理費用全般を2億7,995万2,000円見込んでおります。主なものとして、事業費では7,751万1,000円、浄水場などの光熱水費に5,830万8,000円、このほか消耗品、修繕料、医薬材料費等を前年度実績に基づき計上いたしております。

8ページの委託料につきましては、施設の維持管理委託料、また、水質検査委託料など、総額で1億68万1,000円といたしております。

次に、工事請負費でございますが、水道管の移設工事では京都縦貫自動車道及び府道の道路改良に伴う配水管の移設工事などで1,598万円、また、漏水修理、取水送水ポンプ等の修繕工事などに2,725万9,000円を見込み、予算計上いたしております。

次に、2款の施設費、水道施設費でございますが、上水道事業としまして、丹波瑞穂統合簡易水道事業費に2億4,752万9,000円を計上いたしております。主な内訳といたしましては、測量設計監理業務委託料として、井脇保井谷間の送水管設計などに600万円、10ページに移っていただきまして、工事請負費でございますが、十津川配水管の設置工事と和田地内の寺谷団地の配管工事、畑川ダムの取水管、また、水呑及び下山地区の管路整備

に9,662万5,000円、そして、負担金補助及び交付金としまして、畑川ダム建設負担金に1億4,337万5,000円としております。畑川ダムの建設工事の完了年度を迎えまして、京都府の予算に追随した積極的な予算としているところでございます。

続きまして、2目の簡易水道施設費、簡易水道事業としましては、和知簡易水道事業費に2億9,468万3,000円を計上いたしております。主には工事請負費としまして、西部地区の浄水場に係る機械や設備関係、また膜ろ過等の築造などに2億9,249万3,000円としており、積極的な事業実施を計画しております。

次に、3款、公債費でございますが、長期債償還元金で5億2,112万1,000円を計上いたしております。前年度の長期債元金4億9,355万6,000円から比較しますと、5.6%の増加となります。

11ページの2目、利子でございますが、長期債償還利子では、1億8,081万1,000円を計上いたしており、前年度当初に比べまして、5.4%の増となっております。

次に、歳入につきましてのご説明に移らせていただきます。

事項別明細書3ページにお戻りいただきますよう、お願いします。

1款、分担金及び負担金でございます。水道事業費分担金としまして、493万円を計上しております。新規加入分担金に36件、また、昨年以来ご指摘を受けております過年度分の分担金につきましてですが、ほぼ整理はついているところですが、生活事情による分納者の残金分を1万6,000円計上するところでございます。負担金では、開発団地での給水工事負担金を6件分、48万円と、畑川ダム管理棟給水工事負担金として、京都府からの負担金500万円を見込んでおります。また、過年度分の給水工事負担金として、分担金と同様の理由にて、平成24年度中に分納される金額を6万円計上いたしております。

そして、水道管の移設工事負担金として、400万円、これも、畑川ダム事業にかかわるもので、木ノ谷導水管を現在仮配管いたしておりますが、そのリース料などを京都府から受け入れるものであります。

次に、2款の使用料及び手数料としまして、水道使用料を4億9,697万6,000円見込んでおります。内訳として、現年度分使用料は、前年度の使用実績に基づき算定したものでございます。和知地区の料金改定分も見込んでおります。また、過年度分としまして100万円を計上いたしております。

次に、4ページの3款、国庫支出金でございますが、1億4,065万6,000円、前年度に比べまして、5,196万2,000円の増額となっております。丹波瑞穂地区に係る水道施設整備費補助金が3,591万8,000円、和知簡易水道の施設整備費補助金が

1億473万8,000円で、補助対象基本額にそれぞれの補助率を乗じたものを計上いたしております。

4款の府支出金につきましては、補助対象事業費の10分の1の額を事業年度の翌年から5年間に分けて交付されるというものでして、あとの年度から始まります公債費の財源として、水道事業基金に積み立てるものとなります。

5ページの6款、繰入金につきましては、一般会計繰入金で4億3,938万円、それから、前年度に比較しまして9,885万8,000円の増となっているところです。基金繰入金では7,440万3,000円を計上いたしております。

8款の諸収入の支障物件移設補償費でございますが、京都縦貫自動車道と府道の道路改良に係る送排水管の移設工事への公共保証金として1,099万円を計上いたしております。

最後に、6ページの9款、町債でございますが、丹波瑞穂地区の上水道事業、和知地区の簡易水道事業費から国庫補助金を差し引き、簡易水道事業債として、合計3億9,620万円を計上いたしております。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようによろしくお願ひします。

続きまして、議案第19号 平成24年度丹波町下水道事業特別会計予算につきましの補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算総額を9億7,500万円とさせていただくものでございます。前年度の当初予算に比べまして1億1,600万円の減額、10.6%の減となっております。地方債につきましては、別表を作成しております。一時借入金としましては、一時借入金の借り入れ最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、4ページをお開きください。

第2表の地方債でございます。

下水道事業で限度額を500万円、資本費平準化債で限度額を1億7,820万円といたしております。

それでは、先に事項別明細書によりまして、歳出の主なものについての説明に移らせていただきます。

7ページをご覧くださいませようお願ひします。

1款の総務費、一般管理費は3,849万円で職員5名分の人件費を計上いたしております。

次に、2款、下水道費、1項の農業集落排水費、施設整備費は1,341万5,000円

で、前年度当初予算に比べ、大幅に減額となっております。平成23年度には、京都縦貫に絡みまして、市森地区の処理施設の解体に伴う工事費などがあったことが大きな要因でございます。平成24年度の主なものは、竹野地内での府道改良工事に伴う管路やポンプ施設の移設に係るものとして、8ページでございますが、委託料、工事請負費を見込んでおります。また、国・府支出金等返還金の898万円につきましては、京都縦貫自動車道の用地として買収されました市森処理場用地、これの買収費用の65%、つまり用地取得時の補助率でございますけれども、これを返還するというものであります。農林水産省の財産処分の規定によるもので金額を算定いたしております。

2目の施設管理費は9,468万4,000円で、主なものとしましては、需用費で各施設に係ります光熱水費に2,611万2,000円、委託料では施設維持管理委託料に2,329万1,000円など、総額で5,544万1,000円を計上いたしております。

次に、9ページの下段、最下段ですが、公共下水道費の施設整備費でございます。3,835万7,000円を計上いたしておりますが、主なものとして、10ページにお進みいただいて、委託料と工事請負費でございます。ともに下山グリーンハイツ地区における管渠改善のための実施設計業務と工事費、また、京都縦貫自動車道開設に伴います上豊田及び和田地内の管渠移設のための業務委託と工事といたしておるところでございます。

次に、11ページでございますが、公共下水道の施設管理費でございます。9,916万2,000円を計上いたしております。主なものは、光熱水費、施設修繕費などの需用費と委託料になります。

12ページの3項、浄化槽市町村整備推進施設整備費には2,069万7,000円を計上し、主には、工事請負費としまして、13ページに記載の浄化槽設置工事で1,798万円、8基分を見込んでおります。

次に、浄化槽の施設管理費には9,064万3,000円、主には委託料で町管理の浄化槽の清掃委託料及び保守点検委託料として、計8,562万7,000円と見込んでおります。なお、3月末見込みの町管理浄化槽は1,141件として算出しているところでございます。

続いて、14ページ、3款、公債費でございますが、元金で4億2,460万4,000円、利子で1億5,394万8,000円の合計5億7,855万2,000円を計上いたしております。元金は、前年度と比較しますと375万4,000円、0.9%の増加、利子はマイナスの797万7,000円、4.9%の減となっているところでございます。

次に、歳入のご説明をさせていただきます。

事項別明細書の3ページにお戻りいただきますようお願いいたします。

1 款の分担金及び負担金の農業集落排水、公共下水道ともに新規加入分担金を1件ずつ105万円を見込んでおります。浄化槽の分担金は5人槽の設置5基、7人槽2基、これに荷重型の加算分を2基と見込んでおりまして、250万円を計上いたしております。

次に、2 款、使用料で現年度分の農業集落排水使用料は8,886万円、林業集落排水使用料が139万2,000円、4ページに移っていただきまして、簡易排水使用料は90万円、公共下水道使用料が8,432万4,000円、浄化槽使用料が5,154万円といたしております。使用料につきましては、10月から従量制となりまして、11月と12月の使用実績から予算編成をいたしております。

5ページの3 款、国庫支出金では、浄化槽市町村整備推進事業費の国庫補助金分、8基分を見込んでおります。

次に、4 款、府支出金ですが、下水道事業費府補助金は、浄化槽の府補助金として80万5,000円を計上いたしております。この補助金につきましては、公債費に充てるための財源として交付されるものでありまして、歳出の13ページでございましたが、積立金として予算計上をいたしております。

次に、6 款の繰入金につきましては、総額で5億3,372万9,000円としておりますが、農業集落排水事業に2億141万3,000円、公共下水に2億6,984万5,000円、浄化槽に6,247万1,000円を充当することといたしております。

6ページにお進みくださいませ。

7 款の繰越金につきましては、先ほど歳出でご説明をさせていただきました国・府支出金等の返還金の財源898万円を含んでおります。市森の公共補償金が平成23年度中に全額収納する見込みでありまして、そのうちの返還金部分のみを財源として繰越す予定でございます。

8 款の諸収入、雑入では、支障物件移設補償費としまして、昨年は市森地区がありましたが大きく今年は減じまして新たに竹野地区での府道改良工事、また、京都縦貫道の工事に係る公共補償費として1,355万円を計上いたしております。

最後に、9 款、町債でございますが、下水道事業債は1億8,320万円といたしております。内訳としましては、説明書きのとおりであります。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。ご審議賜りますようにどうぞよろしくお願いたします。

○議長（野口久之君） これより、暫時休憩をいたします。2時30分まで。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第20号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計予算につきまして、補足説明を申し上げます

平成24年度の歳入歳出予算につきましては、それぞれ22万8,000円とするものでございまして、平成24年度におきましては、土地開発基金の利子を基金に積み立てるのみの予算となっております。

予算書の最後のページをご覧をいただきたいと思います。

基金への繰出金といたしまして22万8,000円を計上しているところでございます。なお、平成23年度におきましては、この特別会計での債務負担となっております和知の才原地内の京都縦貫自動車道関連事業用地の買い戻しを行いましたために、事業費におきまして、前年度比1億3,092万1,000円の減となっているところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） それでは、議案第21号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ346万4,000円とするものでございます。

ページをめくっていただきまして、最終ページでございしますが、事項別明細書の3ページ、歳入でございします。

主な歳入につきましては、財産収入に育英基金の利子4万2,000円、繰入金といたしまして、一般会計から171万円、育英基金からも同額を繰り入れることといたしております。

これらを財源といたしまして、4ページの歳出でございしますが、基金への積み立てに2万6,000円、育英給付金には342万円を計上いたしております。本給付金はこれまで大学生や専門学校生等に年額18万円、高校生に年額12万円を給付してまいったところでございますが、高校生につきましては、平成22年度からの授業料の無償化が引き続き継続されるということで、京都府の公立高校では11万8,800円が無償化されていることにつきまして、給付額を検討いたしました結果、平成24年度からその給付額を半額の6万円として計上いたしたところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第21号の補足説明とさせていただきます。よろしく

お願いをいたします。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 議案第22号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成24年度の歳入歳出予算総額を9,105万円とさせていただくものでございます。予算総額で前年度と比較しまして368万9,000円、4.2%の増額となっております。一時借入金につきましては、一時借入金の借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

先に、歳出の主なものについて、ご説明させていただきます。

事項別明細書の4ページをご覧ください。

平成24年度バス事業会計では、和知地区におきまして一部運行ルートを変更して路線を追加したものと、運行便数の一部見直しを行い、利便性の向上と効率化に努めてまいります。

また、新たな生活交通手段の確立に向けた住民ニーズ調査と定期券を除き、運行料金を一定期間半額とする社会実験も実施する予定としております。なお、実施期間は本年5月から半年間を予定しております。

1款、事業費、1目、運行事業費、事業科目の運行一般事業では、路線バス16台の運行管理経費、また、自家用バス管理事業では、自家用バス1台の運行管理経費、嘱託職員人件費事業には、嘱託職員5名分をそれぞれ計上をいたしております。

運行一般事業の主なものとしましては、7節、賃金、臨時雇用賃金には13名分を計上しております。

11節、需用費、消耗品費には、事務物品及びタイヤ購入代を主なものとして計上し、13節、委託料では、バス運転手派遣委託料として瑞穂地区のスクールバスの増発分を外部に委託するものであります。

5ページ、2款、公債費、1目、元金では、バス購入に伴い、これまでに借入れを行いました地方債の償還元金420万円、2目、利子では、同じく地方債償還利子を計上しております。

次に、歳入の主なものにつきまして、ご説明させていただきます。

事項別明細書3ページをご覧ください。

1款、事業収入、1目、運行事業収入、1節、運賃収入には、一般の乗車運賃を社会実験による利用者数を勘案し、803万5,000円、前年度比、116万円、12.6%減と

して計上をしております。

同じく2節、受託収入には、スクールバス運行に係ります受託収入2,151万5,000円、前年比142万6,000円の減、6.2%減として計上をいたしております。

次に、3款、繰入金、1節、一般会計繰入金では、バス事業運行経費に不足する額を繰入れ、収支の均衡を図るものでございます。繰入金は、前年度と比較しまして642万5,000円、11.8%の増額となっております。

次に、5款、諸収入、1目、雑入では、JR乗車券販売手数料として、瑞穂バス事務所におけるJRバスの乗車券販売に係る手数料を、また、施設管理協力金としまして、JR和知駅構内でふれあいハウスに係ります電気代を計上しております。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第23号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本会計の予算につきましては、歳入歳出それぞれ142万円とさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

本財産区につきましては、財産貸付収入あるいは寄附金、また、基金の繰入金を主な歳入とするものでございます。

次に、歳出の5ページでございますけれども、上段につきましては、須知地区、最下段からは竹野地区ということになっておりまして、項により地区を区分いたしまして、それぞれ先ほど申し上げました歳入を財源といたしまして、財産区管理会の運営及び財産の管理を行うというものでございます。

須知地区につきましては、96万円。竹野地区につきましては、6ページでございますけれども、42万5,000円を計上しているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号でございます。平成24年度京丹波町高原財産区特別会計予算につきましては、ご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出予算につきましては、それぞれ24万5,000円とするものでございます。これも、ページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入といたしましては、寄附金を主なものとして計上させていただいております。

次のページのこれらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理会の運営、あるいは財産管理に総額23万5,000円の執行を予定をしているところでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口久之君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 議案第25号から議案第28号までの桧山、梅田、三ノ宮、質美の各財産区特別会計についての補足説明をさせていただきます。

初めにそれぞれの財産区における歳入といたしまして、土地貸付料、マツタケ採取権収入、基金利子などの財産収入が主な財源となっております。

また、歳出では、財産区管理会の運営及び財産管理を行うための経費や財産区各種団体への助成を中心として予算を計上いたしておるものでございます。財産区の主なものにつきましては、順次予算書の事項別明細書によりましてご説明申し上げたいと思います。

まず、議案第25号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計予算は、予算総額を1,600万円とするもので、前年度に比べまして90万円、約5.3%の減額となっております。

事項別明細書、3ページをご覧いただきたいと思います。

主な収入では、財産貸付収入の土地貸付料で、ゴルフ場用地に1,305万8,000円、携帯電話の無線基地用地に15万円、京都縦貫自動車道丹波綾部道路の工事用道路用地に83万2,000円を計上しております。

次に、6ページの歳出でございますが、総務費、財産管理費の委託料で直営林の保育作業に320万円、補償補填及び賠償金で区への貸付地の貸借による補償といたしまして、三つの区に対し、計32万8,000円を計上しているところであります。

また、7ページの諸費では、負担金補助及び交付金で財産区各種団体への助成、また各区に対する山林高度利用に対する補助金といたしまして722万4,000円を計上しているところであります。

以上、桧山財産区でございます。

続きまして、議案第26号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計予算は、予算総額を640万円とするもので、前年度に比べまして60万円、約8.6%の減額となっております。

事項別明細書の3ページの歳入では、財産貸付収入の土地貸付料といたしまして、携帯電

話業者及び八つの区、また個人などに対しましてのもので546万5,000円を計上をいたしております。また、基金繰入金といたしまして54万1,000円を計上いたしているところでもあります。

次に、5ページの歳出でございますが、総務費、財産管理費の委託料で直営林の保育作業に25万円、6ページの補償補填及び賠償金で区への貸付金の貸借によります補償費といたしまして317万円、財産区内の各種団体への補助金といたしまして111万5,000円を計上いたしているところでもあります。

以上、梅田財産区でございます。

続きまして、議案第27号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算でございますが、予算総額を357万円とするもので、前年度に比べまして43万円、約10.8%の減額となっております。

事項別明細書の3ページの歳入では、財産貸付収入の土地貸付料といたしまして、財産区内の八つの区に対するもので63万円を計上し、また、基金繰入金といたしまして170万円を計上しているものでございます。

次に、6ページの歳出でございますが、総務費の財産管理費の委託料で、財産区区有林の境界明示作業など山林管理関係の委託料に計35万円、諸費の負担金補助及び交付金で三ノ宮地域振興会をはじめ、財産区各種団体に対しまして80万円の補助金を計上いたしているところでもあります。

以上、三ノ宮財産区の補足説明でございます。

最後に、議案第28号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計予算でございますが、予算総額を320万円とするもので、前年度と同額となっております。

事項別明細書3ページでは、歳入で財産貸付収入の土地貸付料といたしまして、7区に対し141万4,000円、2法人に対しまして100万円を計上をいたしております。

次に、歳出の6ページですが、総務費、財産管理費の委託料で直営林の保育作業委託料に80万円、諸費の負担金補助及び交付金で財産区各種団体への助成、また各区に対する貸付林等高度利用に対する補助金といたしまして、25万円を計上をいたしております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） それでは、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明をさせていただきます。

昨年4月1日から京丹波町病院、和知診療所並びに和知歯科診療所を一体化し、公営企業会計として一年間運営を行い、また、どの医療機関でも例規で定められた診療日を一日も休診することなく、無事順調に一年間推移をまいりました。

それでは、予算書の順を追って、節ごとに補足説明をさせていただきます。

算出は、昨年平成23年度の4月から12月までの状況を参考にして、積算をいたしております。

まず、第2条、業務の予定量といたしましては、京丹波町病院は一般病床47床とし、入院患者数を1日平均36人、年間で1万3,140人を予定いたしております。外来患者数におきましては、1日当たりが病院が122人、質美診療所は12人、合計134人として年間3万3,920人の外来数を予定しております。

次に、和知診療所でございますが、外来患者数を1日当たり56人として、年間1万3,664人を予定しております。和知歯科診療所では、外来患者数を1日当たり24人として、年間6,984人と見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出の予定額といたしましては、京丹波町病院事業収益及び京丹波町病院事業費用ともに6億6,100万円とするものでございます。

和知診療所事業収益及び和知診療所事業費用ともに1億4,570万円とするものでございます。

和知歯科診療所事業収益及び和知歯科診療所事業費用では、ともに7,120万円とするものでございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額としましては、京丹波町病院資本的収入に1億6,644万3,000円、京丹波町病院資本的支出が1億6,987万5,000円とし、支出に対して収入が不足する額343万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

次に、和知診療所資本的収入に22万9,000円、和知診療所資本的支出に32万9,000円とし、支出に対して収入が不足する額10万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

次に、和知歯科診療所資本的収入に181万9,000円、和知歯科診療所資本的支出に656万9,000円とし、支出に対して収入が不足する額475万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

めくっていただきまして、第6条の議会の議決を得なければ流用することができない経費としまして、給与費と交際費を各施設ごとに必要な経費を計上させていただいているところ

でございます。

第8条の重要な資産の取得及び処分につきましては、京丹波町病院事業で本年内視鏡システムの医療機器購入を予定するものでございます。

以下、ページ省略いたしまして、今、申しました内容を国保京丹波町病院事業会計予算明細書で説明をさせていただきます。

12ページのほうをおめくりください。

最初に、先ほど申しました3条の収益的収入についての説明でございますが、京丹波町病院の医業収益の入院収益につきましては、一般病床47床で、入院基本料13対1、1日平均患者数36人、1日平均入院単価を2万2,000円としまして、入院収益を2億8,908万円といたしております。

外来収益におきましては、質美診療所分を加えて前年度より外来患者数の見込み減により、1日平均134人といたしております。また、在宅医療の推進として、居宅介護支援、訪問診察、訪問看護、訪問リハビリ事業関係と合わせまして、1億8,101万8,000円といたしております。前年度より1億8,438万2,000円の減額となります。この主な原因は、4月からの院外処方導入が開始されることによりまして、病院としましては一定の医薬品の保管しなくなりしますので、1日当たりの外来診療単価が減額されることが主な原因となります。

次に、その他医業収益では、個室の使用料と公衆衛生活動収益としまして、予防接種、健診事業の収益を見込みまして、全体で4,050万2,000円といたしております。医業収益全体収入といたしましては、5億1,060万円とし、前年度より1億7,440万円の減とさせていただきます。

医業外収益では、一般会計からの運営費補助金につきましては、前年度と同額の1億1,600万円と企業債償還利子相当分2,430万4,000円を計上いたしております。

府補助金として、病院からへき地診療所の和知診療所に対しまして、医師を派遣する場合にへき地医療拠点病院交付金として456万8,000円、その他医業収益外収益としまして、長寿社会づくりソフト事業費交付金としまして275万円を見込んでおります。

医業外収益全体では1億5,040万円、前年度より1億6,560万円の減額といたしております。減額の主な要因は、旧瑞穂病院解体費用に係る減額分でございます。

次に、13ページの和知診療所の医業収益の外来収益につきましてでございます。外来患者数の1日当たりの平均患者数は前年度より見込み減によりまして56人と見込み、在宅医療の推進である訪問事業と合わせまして6,245万2,000円を計上いたしております。

前年度より9,945万3,000円の減額となります。これは、患者数の減少と昨年8月からの和知診療所での院外処方の導入が開始されたことによりまして、診療所でも一定の医薬品しか保管しなくなりましたので、1日当たりの外来診療単価が減額されることが主な要因となります。

また、その他医業収益では、公衆衛生活動収益といたしまして、予防接種、健診事業の収益を見込みまして、全体で1,074万8,000円を見込んでおります。

医業収益全体といたしましては7,320万円とし、前年度より9,900万5,000円の減とさせていただいております。

医業外収益につきましては、一般会計からの運営補助金につきまして6,710万円を見込み、また、へき地直営診療所運営補助の国保特別調整交付金としまして490万6,000円を見込んでおります。

医業外収益全体では7,250万円を見込んでおります。

次に、和知歯科診療所の医業収益の外来収益につきましては、町長の施政方針にもありましたように、4月から土曜診療を開始いたします。外来患者数の1日当たりの平均患者数を24人と見込み、年間6,984人とし、5,270万円を計上いたしております。

その他、医業収益では、公衆衛生活動収益としまして、健診事業等で120万円の収益を見込んでおります。

医業収益全体といたしましては5,390万円を見込んでおり、前年度対比301万5,000円の増額見込みでございます。

次に、医業外収益につきましては、一般会計からの運営補助金につきましては1,288万円を、また、へき地直営診療所運営補助の国保特別調整交付金としまして366万円を見込んでおります。

医業外収益全体では1,730万円を見込んでおります。

次に、14ページの収益的支出でございます。

まず、京丹波町病院からでございますが、医業費用におきましては、給与費では前年度に對しまして退職予定の者や看護師採用の増をした人数で算定いたしております。賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師に係る賃金を主なものとして見込んでおります。全体としては、前年度より1,803万2,000円の減で、3億7,534万5,000円を計上いたしております。材料費では、4月から院外処方を導入いたしますので、薬品費の4,080万円を主なものとしまして、SPD事業を導入した診療材料費や給食材料費等も含めまして、全体で7,715万3,000円を計上いたし、前年度より1億5,014万6,

000円の減でございます。経費では、病院と質美診療所合わせましてその主なものとしたしましては、建物の管理に係る経費に光熱水費と修繕費を合わせて1,603万3,000円、委託料では、検査委託、窓口医事業務及び医療機器保守委託業務らに8,832万6,000円を計上し、経費全体で1億4,249万6,000円を計上いたしております。前年度よりも1億6,126万7,000円の減でございます。これは、主なものとして、旧瑞穂病院の解体費用に係る減額分になります。

16ページの減価償却につきましては、建物、器械備品等の減価償却費3,669万4,000円を見込んでおります。

医業外費用におきましては、病院事業債の償還利子2,430万4,000円を主なものとしたしまして、医業外費用全体で2,710万円を計上いたしております。

次に、和知診療所事業費用でございますが、医業費用における給与費では、医療職、事務職らの人数で算定しており、賃金では、主に嘱託職員と非常勤の医師、看護師らに係る賃金を主なものとしたしております。全体としては1億193万1,000円を計上いたしております。材料費では、主なものとしまして、院外処方導入に伴う経費の大幅減で879万円をあげております。また、平成23年度からの病院診療所の一体化に伴い、病院同様に和知診療所におきましても、SPD事業の導入を行いまして、診療材料等を含め、全体で1,168万円を計上いたし、前年度より8,070万円の減でございます。経費では、その主なものとしたしまして、委託費では、検査委託費や窓口医事業務や医療機器保守委託に1,510万円計上いたし、減価償却に126万5,000円とし、全体で3,017万9,000円を計上いたしております。また、平成23年度からの一体化に伴いまして、診療所にも委託事業の共同推進ができるものの導入を行い、経営改善の減額に努めております。

19ページの医業外費用につきましては、診療所の償還利子と消費税400万円を計上いたしております。

次に、和知歯科診療所事業費用でございます。

医業費用における給与費では、医療職、事務職らの人数で算定しており、賃金では、主に臨時医師、臨時歯科衛生士らに係る賃金を主なものとしたしております。全体としては5,213万1,000円を計上いたしております。経費では、その主なものとしたしまして、建物の管理に係る経費に光熱水費と修繕費を合わせて245万6,000円、委託費では、検査委託費や技工委託料で634万4,000円を計上いたし、全体で1,446万4,000円を計上いたしております。

次に、めくっていただきまして、22ページからの先ほど冒頭に申しました4条の収益的

収入についてでございます。資本的収入につきまして、京丹波町病院では1億6,644万3,000円を計上し、その内訳として、企業償還債元金として償還が本格しております平成28年度までは、毎年1億1,000万円余りの元金償還が続く見込みでございます。平成24年度は、償還元金1億1,351万1,000円を計上いたしております。この償還元金につきましては、一般会計出資金より償還に充てております。補助金におきましては、府補助金として医療施設等設備整備費補助金に5,198万円、国保調整交付金に95万2,000円の補助金を計上し、5,293万2,000円の補助金を予定いたしております。

和知診療所でございますが、企業債償還元金に22万9,000円計上いたしております。

和知歯科診療所でございますが、企業債償還元金に76万9,000円を計上いたし、国保調整交付金に105万円を計上いたしております。

次に、23ページの4条の資本的支出でございますが、京丹波町病院では資本的支出に1億6,987万5,000円を計上し、内訳として、企業債償還元金に1億1,351万1,000円を、建設改良費におきましては、更新の必要な医療用機器にX線テレビ装置、電気メス、内視鏡システム、ベッドサイドモニターを計上させていただきました。

次に、和知診療所でございますが、資本的支出に32万9,000円を計上いたしております。

和知歯科診療所につきましては、資本的支出に656万9,000円を計上いたし、その内訳として、建設改良におきましては、更新の必要な医療用機器にチェアユニット、口腔撮影カメラ、エアコンの更新に係る費用として570万円を計上いたしております。

全体の資本的収入は1億6,849万1,000円、資本的支出は1億7,677万3,000円といたし、支出に対して収入が不足する額828万2,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

以上、簡単ではございますが、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算の補足説明とさせていただきます。ご審議を賜りまして、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口久之君） お諮りいたします。

議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算から議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号から議案第29号は、15人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時 6分

再開 午後 3時 7分

○議長（野口久之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただ今、設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

本会議終了後に予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

次回は、3月8日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 横山 勲

〃 署名議員 山田 均